

生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献  
・地域課題解決に向けた環境整備について  
(答申 (素案))

平成 28 年 月

中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会

# 目 次

<b>第Ⅰ章 生涯学習を取り巻く状況</b> .....	<b>1</b>
1. 我が国の社会状況の変化.....	1
2. 学習環境の変化.....	1
3. 社会の変化と生涯学習の意義.....	2
4. 検討の経緯.....	3
<b>第Ⅱ章 学習成果活用の課題</b> .....	<b>4</b>
1. 生涯学習と学習成果の活用.....	4
2. 学習者における課題.....	5
3. 学習機会提供者における課題.....	6
4. 地域活動における課題.....	7
<b>第Ⅲ章 今後の施策の方向性</b> .....	<b>8</b>
1. 基本的視点.....	8
2. 「『学び』と『活動』の循環」の形成.....	8
<b>第Ⅳ章 検定試験の質の向上等</b> .....	<b>11</b>
1. 検定試験の意義.....	11
2. 検定試験の評価及び情報の公開.....	12
3. 検定試験の社会的活用の促進.....	18
4. 「人材認証制度」の活用の推進.....	22
<b>第Ⅴ章 ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築</b> .....	<b>23</b>
1. ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の必要性等.....	23
2. 求められる役割・機能.....	23
3. 機能により実現されること.....	25
4. 当面取り組むべき課題.....	26
5. 将来的な活用可能性.....	28

# 第 I 章 生涯学習を取り巻く状況

## 1. 我が国の社会状況の変化

- 我が国は、急激な高齢者人口の増大と生産年齢人口の減少による超高齢社会<sup>1</sup>を迎えており、人口の自然減と社会減の進んだ地方では、地域のコミュニティ消滅の危機に直面している。高齢化を伴う人口減少は、経済社会に対して大きな負担になると指摘されている<sup>2</sup>。さらに、人口減少は、将来的な行政サービスの縮小をもたらすことが予想される。
- また、急速な科学技術イノベーションの発展、グローバル化の進展は、社会の変化を速めている。このことにより、絶えず新たな知識・技術を修得することが求められ、これに伴い、人々の知的関心の高まりが見られる。
- これらの社会的課題に対応するため、個人や社会のニーズに応じた学習機会が提供され、個人が自己の責任と判断で課題解決に取り組むとともに、地域社会が住民の力を総合して地域の課題を解決することが求められている。すなわち高齢者も含め一人一人が生き生きと自己実現を図りながら、その学習成果を適切に活用して、社会参画するといった個人の自立や地域社会の共助に向けた取組が一層必要となっている。

## 2. 学習環境の変化

- 社会の成熟化に伴い個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、余暇時間における学習活動に関しては、民間の講座を含め、多種多様な学習の機会が提供されている。また、大学等が地域住民等を対象として行う公開講座の数も増加してきている<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 「平成 27 年版高齢社会白書」(内閣府)によると、65 歳以上の高齢者人口は、過去最高の 3,300 万人(前年 3,190 万人)となり総人口に占める割合(高齢化率)も 26.0%(前年 25.1%)と過去最高となった。

<sup>2</sup> 平成 26 年 12 月 27 日閣議決定「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」においても、「人口減少はその過程において、高齢化を必然的に伴うことから、高齢化の進行によって悪影響が生じること(人口オーナス)に留意しなければならない。」と指摘されている。

<sup>3</sup> 平成 26 年度文部科学省委託調査「開かれた大学づくりに関する調査」によると、平成 25 年度の、公開講座開設大学数は 711(平成 24 年度:666、平成 4 年度:339)、公開講座開設数は 31,086(平成 24 年度:27,848、平成 4 年度:3,933)、公開講座受講者数は 1,404,531(平成 24 年度:1,319,092、平成 4 年度:509,900)となっている。

- さらに、ICT(情報通信技術)の進展により、民間の教育事業を中心に、eラーニングの講座も多く開設されるとともに<sup>4</sup>、SNS<sup>5</sup>を通じた学習コミュニティが形成されつつある。放送大学においては、ほとんどの放送授業がネット配信されるとともに、双方向性を持ったオンライン授業を実施している。さらに、国境を越えて世界の大学の講座を配信する MOOC(大規模公開オンライン講座)が拡大している<sup>6</sup>。これらの取組により、どこでもタブレット端末やスマートフォンを利用して学習することも可能になる等、教室で講座を受けるという従来の人々の学習スタイルは劇的に変化している。
- 一方、コミュニティの存続が難しくなる地域も現れる中で、地域に根ざした学習活動の機会は減少する傾向にある<sup>7</sup>。地域の課題が複雑化する中であって、これらの学習活動の成果を地域の課題解決に活用することが一層求められている。

### 3. 社会の変化と生涯学習の意義

- 学習活動は、新しい可能性を見付け、新たな自己を発見する喜びを与えるものである。一人一人が、生涯にわたって、学び、活動することの楽しさや喜びを得、これを仲間と共有することは、家庭や職場や地域を生き生きと活気あふれるものにし、社会の活力を維持・増進するものである。また、多種多様な学習活動によって一人一人がそれぞれの能力や可能性を高めることは、急速な変化に対応できる力を備えた社会を構築することに寄与し、これは、我が国全体の知識基盤を一層強固にするものである。
- さらに、これからの地域社会においては、地域住民が、学習を通じて知識や技能を身に付けるとともに、市民性を備え、地域の課題解決や様々な地域活動等に参画していくことが求められており、生涯学習は、このような地域づくりの支え手、担い手の育成のためにも一層重要になってくる。このとき、地域が自律的に発展

---

<sup>4</sup> 「教育産業市場に関する調査結果 2015」(株式会社矢野経済研究所)によると、2014年度の教育産業全体市場(主要12分野計)は前年度比ほぼ横ばいの2兆5,253億円であり、eラーニング市場単独では、前年度比15.7%増の1,745億円となっている。大手教育事業者を中心にその取組を強化している。

<sup>5</sup> ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。(参考:総務省「国民のための情報セキュリティサイト」)

<sup>6</sup> 平成25年度文部科学省先導的・大学の改革推進委託事業「高等教育機関等におけるICTの利活用に関する調査研究」によると、CourseraやedX等、様々なMOOC機関が創設されている。なお、日本においても、JMOOCが開設され、平成27年7月時点において登録者数は約38万人を超えている。

<sup>7</sup> 平成23年度文部科学省「社会教育調査」によると、公民館における前年度の、講座数は約38万講座(平成20年度調査:約45万講座)、受講者数は約1,045万人(平成20年度調査:約1,259万人)となっている。

する基盤として、学習成果を地域の活動につなげるとともに、共通の課題に取り組む人のネットワークを構築し、地域の人々の力を結集する環境を醸成することも重要である。東日本大震災の被災者支援におけるボランティア等のように、個人が自発的に活動を行い地域づくりに参画するような社会を構築していく必要がある。こうした中で、社会性・公共性の観点から行われる生涯学習の役割への期待が大きくなっている。

- また、急速な社会の変化に応じて、職業の在り方が様変わりしている中で、従来の企業等における日本型雇用形態が変化しつつあること等により、社会において「学歴」の持つ意味合いが変化し、個人が現に保有する知識や技能、能力が問われている。社会に出た後も学び続け、新たに必要とされる知識や技術を身に付けていくことが必要であり、生涯にわたる学習や活動の積み重ねである「学習・活動履歴」が重みを増すようになる。
- 一人一人の個性と多様性が尊重され、家庭、地域、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、生きがいを感じることができる社会、すなわち一億総活躍社会の実現が求められている。社会において学習した成果が適切に評価され、一人一人が最大限に能力を発揮し、社会の発展につなげていくことは、一億総活躍社会づくりの土台を作るものである。

#### 4. 検討の経緯

- 平成 20 年の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」においては、教育基本法に生涯学習の理念が新たに位置付けられたことなどを踏まえ、社会の変化に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習振興・社会教育の必要性・重要性について取りまとめている。
- この答申においては、第1に、国民一人一人の生涯を通じた学習を支援することにより、国民の「学ぶ意欲」を支えることが重要であるとし、具体的には、多様な学習機会と再チャレンジ可能な環境の整備等のための基盤となる生涯学習プラットフォームの形成、また、学習成果の評価の通用性向上のための検定試験の質保証の仕組みの検討などを提言している。

第2に、社会全体の教育力の向上のための学校・家庭・地域の連携のための仕組みづくりとして、身近な地域における家庭教育支援や、学校支援の仕組み・放課後の居場所づくり、社会教育施設等のネットワーク化などを提言している。

- 平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(以下「学校地域協働答申」という。)は、上記の第2の指摘も踏まえ、学校・地域の連携・協働による地域の教育力の向上や地域課題の解決の在り方に重点を置いて議論を重ねたものである。
- これに対し、本答申案は、残された上記の第1の指摘と共通する、一人一人の生涯を通じた学習機会の充実とその学習成果の適切な評価・活用の促進について、具体的な手法を取り上げながら検討を進めてきたものである。

## 第II章 学習成果活用の課題

### 1. 生涯学習と学習成果の活用

- 平成 27 年3月の教育再生実行会議の「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(第6次提言)」においては、「大学等を若者中心の学びの場から全世代のための学びの場へ」転換することが求められており、人生を豊かにする学びに加えて「実学」を重視した教育を提供することや、社会人の働き方が多様化していることに対応して柔軟に教育を提供していくことなどが必要であるとされた。
- 学校地域協働答申においては、厳しい教育環境の中、子供を軸として、次世代を担う子供たちの成長に向け、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要とされた。この新たな「地域学校協働本部」とコミュニティ・スクールの取組が進められる中で、これまでの学習成果を活用し発揮する場面が拡大していくことが期待される。
- また、平成 28 年2月に内閣府から公表された「教育・生涯学習に関する世論調査」においても、生涯学習をした理由について、「その学習が好きであったり、人生を豊かにしたりするため」と回答する人の割合は全体的に減少する一方で、「仕事や就職の上で生かしている」や「現在の仕事や将来の職業・転職などに役立てるため」と回答した人の割合が一部の世代で増加するなど、学習した成果を仕事など職業のために生かすことへのニーズが高まっている。

- 上記の答申や提言等を踏まえると、生涯学習は各個人の自発的意思に基づいて行われることを基本としつつも、学習者が希望する場合に、様々な学習機会を通じて学習した成果が蓄積され、評価され、企業・学校・地域等での社会的な活用に適切につながるようにすることの重要性がますます高まっている。
- 学習には、学校教育（フォーマル教育）における学習や、公民館や生涯学習センター等の講座や大学の公開講座等の一定程度体系化された教育（ノンフォーマル教育）における学習とともに、ボランティア活動への参加、各種の顕彰の受賞等が含まれる自主的な学習等その他の教育プロセス（インフォーマル教育）における学習があり、生涯学習は、これらの多様な学習機会を総合的に捉えるべきであり、これら全ての学習・活動の成果が評価されることが求められている<sup>8</sup>。
- これまで、学校教育を修了した後の学習者に対して、多様な学習機会が、フォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育それぞれにより、各地で、多様な手段を通じて提供されている。一方、学習成果の活用に関しては、これまでに様々な指摘がなされてきたものの、それらの学習の成果を評価し、社会的に通用させるための方策は十分に確立されていない。

## 2. 学習者における課題

- 生涯学習では、学習すること自体による自己実現に価値を求める学習者も多く、学習成果の活用に対する意識が高くないことが過去の審議会において指摘されている<sup>9</sup>。しかし、学習成果を活用することで更に学習が深まる場合も多く、各種の社会的課題を理解し、学習成果を課題解決に生かすなど、社会的に活用する視点を持って生涯学習を行うことの意義は大きい。
- 特にインフォーマル教育での学習については、一般的には、学習内容が体系

---

<sup>8</sup> 日本生涯教育学会「生涯学習研究 e 事典」渋谷英章によると、フォーマル教育は「高度に制度化され、年齢によって構造化され、階層的に構成された、小学校から大学に至るまでの教育。実際には学校における教育を指す。」、ノンフォーマル教育は「学校教育(フォーマルエデュケーション)の枠組みの外で、特定の集団に対して一定の様式の学習を用意する、組織化され、体系化された(この点でインフォーマルエデュケーションと区別される)教育活動を指す。」、インフォーマル教育は「あらゆる人々が、日常的経験や環境との触れ合いから、知識、技術、態度、識見を獲得し蓄積する、生涯にわたる過程。組織的、体系的教育ではなく、習俗的、無意図的な教育機能である。具体的には、家庭、職場、遊びの場で学ぶ、家族や友人の手本や態度から学ぶ、ラジオの聴取、映画・テレビの視聴を通じて学ぶなどがあげられる。」とされている。

<sup>9</sup> 「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(答申)」(平成4年7月29日生涯学習審議会)

化されていないことや、修了証等による客観的な学習成果の証明が困難であり、身に付けている知識等の証明を受けていない学習者が多いとの指摘もある<sup>10</sup>。このことは、学習成果の活用場面では課題である。

- さらに、学習者が自らの学習活動から学びや活動の範囲を広げていくためには、学習コミュニティの形成を促進していくことが有効であり、学習者同士のネットワーク化も課題の一つである。このような学習コミュニティの形成に向けて学習者のネットワーク化を図ることにより、学習成果が地域活動等につながり、個人の活動を組織的で持続可能なものに発展させることにもつながると考えられる。

### 3. 学習機会提供者における課題

- 現在、様々な主体により多種多様な学習機会が提供されているが、必ずしも、その学習の成果を活用することを意識したものとはなっていない<sup>11</sup>。
- 公民館等では、これまで多くの趣味・教養に関する講座が提供されているが、今後は更に地域課題の解決に資する学習機会が提供されることが期待される<sup>12</sup>。さらに、大学等による公開講座は、社会貢献活動の一環として行われているが<sup>13</sup>、身近な地域の課題の解決を目的とした講座はいまだ一部にとどまっている<sup>14</sup>。  
大学等が、研究者のネットワークも活用し、地方公共団体や地域課題に取り組む NPO 等と連携することにより、様々な社会的課題の解決に資する実践的な講座を充実することが期待される。
- また、検定試験は、学習の成果を評価するものとして広く受検されているが、検定試験で測る知識・技能と活用場面が必要とされる知識・技能の関係が明確でない場合がある。学習の成果の証明に有効な検定試験は、更なる社会的な活用

---

<sup>10</sup> 平成 24 年 7 月に内閣府が実施した「生涯学習に関する世論調査」によると、直近 1 年くらいの間に「生涯学習をしたことがある」と回答した者のうち、「あなたが、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験は、それを身につけたことの証明をするものがありますか」という質問に対して「証明を受けていない」と回答した割合は 50.2%であった。

<sup>11</sup> 平成 27 年度内閣府世論調査「教育・生涯学習に関する世論調査」によると、「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者に身につけた知識の活用状況を質問したところ、三割程度の人しか身につけた知識を生活・仕事に生かしていない。

<sup>12</sup> 平成 27 年度内閣府世論調査「教育・生涯学習に関する世論調査」によると、「行いたい生涯学習の形式」は「公民館や生涯学習センターなどの公の機関における講座や教室」を挙げた者が多い。また、平成 24 年度内閣府世論調査「生涯学習に関する世論調査」によると、「地域や社会における教育」の支援や指導への参加希望を示す者が近年増加している。

<sup>13</sup> 平成 26 年度文部科学省委託調査「開かれた大学づくりに関する調査」によると、大学が地域社会への貢献として取り組んでいる項目は、「公開講座を実施すること」、「社会人入学者を受け入れること」、「学生の社会貢献活動を推進すること」、「教員を外部での講座講師や助言者、各種委員として派遣すること」の割合が高い。

<sup>14</sup> 平成 26 年度文部科学省委託調査「開かれた大学づくりに関する調査」によると、講座教員総計及び受講者数総計に占める公開講座のカテゴリーごとの割合において、「地域課題解決系(地域リーダー育成、地域学など)」の講座数・受講者数は、2~3%となっている。

の場の拡大が課題であり、活用を場を意識した取組の充実が期待される。

#### 4. 地域活動における課題

- 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成 26 年 11 月、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、今後の目標や施策等を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」が平成 27 年 12 月に閣議決定された。
- 地方公共団体においては、本総合戦略を勘案しつつ、いわゆる「地方版総合戦略」を策定しており、学校と地域の連携・協働のほか、地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等の分野に係る地域活動に取り組んでいく必要性が高まっている。
- 学校地域協働答申においては、地域が学校と連携し地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を「地域学校協働活動」とし、その推進に向けて、学校支援地域本部や放課後子供教室等の活動を基盤にして、「支援」から「連携・協働」へ、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」への理念の転換を図りながら、より多くの地域住民の参画、継続的な地域学校協働活動を実施する新たな体制が「地域学校協働本部」として発展していくことが期待されている。そのため、地域の実情や抱える課題も踏まえつつ、地域活動を担う人材の確保・育成を更に活性化していくことが重要である。
- 地域住民の主体的な学習や地域づくりを活性化していくためには、地域に根ざした学習機会の減少や地域の活動への参加者の高齢化・固定化<sup>15</sup>といった地域活動の停滞等を踏まえ、それらの活動につながる学習機会を充実するとともに、「顔の見える」関係の中で学習者の適切な地域活動への参加を促す仕組みづくりが必要<sup>16</sup>となっている。

---

<sup>15</sup> 平成 25 年度文部科学省委託調査「社会教育に関わる地域人材の養成実態及び活動実態に関する調査研究」によると、地域活動における課題は、「地域活動の参加者の高齢化」、「地域活動の参加者が少ない、減ってきた」、「活動する人材が偏っている」となっている。

<sup>16</sup> 放送大学愛知学習センターにおいて、平成 26 年度1学期の在籍者を対象にアンケート調査を実施したところ、地域貢献活動には約6割が参加していた。地域貢献活動に参加しない理由として、「情報が入手できなかった」、「機会がなかった」、「貢献できる知識や技術などがなかった」、「組織、場所、仲間が見つからなかった」という回答が多く見られた。また、地域貢献活動に参加している上での問題点としては、「活動に参加する人手が足りない」、「課題や参加者のマンネリ化」、「専門知識、技術、情報が足りない」という回答が多く見られた。

- さらに、地域活動に円滑につなげるため、学習者が信頼性を備えた学習・活動履歴の記録を有することや、地方公共団体等が地域課題の解決に求められる人材像を提示し、地域課題を意識した学習機会を一層充実することが課題である。

### 第三章 今後の施策の方向性

#### 1. 基本的視点

- 生涯学習は、国民一人一人が、充実した心豊かな生活を送り、地域社会に参画し、職業生活に必要な知識の習得等により経済的にも豊かな生活を送ることを可能とするものであり、これにより、社会が活性化され、我が国の持続的発展に資するものといえる。
- 生涯学習を通じて「全員参加による課題解決社会」を実現していくためには、各種課題に対応する多様な学習機会を充実し、一人一人の可能性を高めていくことに加え、生涯学習が個人の自発的意思に基づいて行われることを基本としつつも、学習した成果が適切に評価され、それが活用と有機的につながる環境を整備することを両輪で進めることにより、「『学び』と『活動』の循環」を形成していくことが重要である。

#### 2. 「『学び』と『活動』の循環」の形成

##### （「学び」の場の整備・充実）

- 国民の知識基盤の向上や社会の活力の維持のために、多様な学習機会が提供されることは重要である。これに加え、地域課題の解決等における学習成果の活用という観点から、学習機会提供者には、より地域の課題や社会のニーズに対応した学習機会を充実することが、学習者には、成果の活用を意識した学習活動が、それぞれ求められる。このため、学習者、学習機会提供者双方に、地域の課題や社会のニーズに関する情報が共有されることが重要である。また、地方公共団体と大学等が連携して<sup>17</sup>実践的な課題解決型の講座等を充実することが求めら

---

<sup>17</sup> 平成 25 年度「社会通信教育に関わる地域人材の養成実態及び活動実態に関する調査研究」によれば、養成講座の実施形態は、「単独主催」が半数以上であり、他部局との連携や大学との連携は、余り進んでいない。また、平成 26 年度文部科学省委託調査「開かれた大学づくりに関する調査」によると、地域連携の課題として、「地域との連携の意義が学内に浸透していない」と

れる。

- その際、学習機会の提供は、生涯学習センターや公民館等の社会教育施設、大学等のほか、地方公共団体、NPO 等の民間団体、民間教育事業者等の様々な主体によりなされていることを念頭に置いて施策を講ずる必要がある。  
また、学習者が、学習活動を具体的な課題解決活動へと発展させていくため、学習者同士のネットワーク化を図るための支援を行うことも重要である。
- また、放送大学やMOOC 等、ICT を活用して教育コンテンツを提供することは、社会人が体系的な知識・技術をいつでもどこでもそれぞれのペースで学習することを可能にするものであり、今後、生涯学習における ICT の活用を進めていくことが重要である。

#### （「学び」と「活動」の橋渡し）

- 学習者が自らの学びの成果を有効に活用することを希望する場合に、学習目標をどの程度達成したかを確認めるとともに、その学びの成果が社会的に適切に評価され、地域や職場などで活用されるような環境を整備することが重要である。
- 学習の成果の評価としては、大学等による学位や履修証明、個人が特定の職業に従事する能力があることを証明する国家資格等、制度として整備されているものがある。
- これらの他にも、より身近に様々な学習の成果が適切に評価されるような環境を整備することが、生涯学習における多様な学習機会の振興とその成果の社会的通用性の向上を図る上で重要と考えられる。  
検定試験は、個人としての能力を伸ばし、また、これを証明するものであるとともに、培われた能力が、広く地域や企業・学校等で活用されることが求められる。これにより、学校地域協働答申で示されたような社会や地域の課題解決の一層の促進に資することが期待される。  
これらを実現する上で、検定試験の難易度等の分かりやすい情報開示や質・公正性の確保を図る必要がある。
- また、今後更なる活性化が期待される地域と学校との協働活動や、様々な社会的課題の解決を目指す地域活動等を担う人材の育成・確保に寄与するものとし

---

いう理由が挙げられている。

て、検定試験とともにいわゆる「人材認証制度<sup>18</sup>」の活用も求められている。

- さらに、学習者が学習・活動履歴を体系的に把握し、他者に対して証明等を行えることも重要であり、記録の信頼性の確保等も課題である。

また、一定の講座の学習等を活動に参加する目安とし、その学習履歴等の蓄積と証明をもとに、学習者に活動の場を提示することで、「学び」を「活動」に効果的につなげることが可能になる。これに加え、活動に参加した者等に、更に発展的な学習機会を提供し、新たな「学び」につなげることも重要である。

- このように『学び』と『活動』の橋渡しを行う上で、社会教育主事や地域のコーディネーター等の社会教育関係者が、「顔の見える」関係の中で学習者と様々な人々・地域活動・学習機会とをつなげることが期待され、そうしたつなげる役割を果たす人材の育成が求められている。

また、学校地域協働答申では、地域に根付いた継続的な取組を行うため、これまでも活躍してきた地域コーディネーターに加え、地域学校協働活動に関する統括的なコーディネート機能の強化とそのための人材育成が求められている。

さらに、例えば、地域学校協働活動に参加した者や支援を受けた者が、その学習・活動を通じて学習成果を蓄積し、将来の地域を支え、地域の課題を解決する人材に育っていくことが期待される。

- 本答申案では、生涯学習を通じて得た成果を評価する方策として検定試験を中心に、また、学習と活動を効果的につなぎそれらの活性化を図る方策として、ICT を活用したプラットフォームの在り方を中心に取りまとめている。これらの方策や学校地域協働答申等での提言が実現されていくことにより、個人の学習活動が一層盛んになるとともに、その成果が地域や学校、職場など様々な場面で活用・発揮され、更に新たな学びへとつながることで、個人と家庭、職場、学校、地域を総合的に捉えた生涯学習が一層進展することが期待される。

---

<sup>18</sup> 平成 24 年度文部科学省委託調査「人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究」において、人材認証制度とは、「一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅的に指す。」としている。

## 第IV章 検定試験の質の向上等

### 1. 検定試験の意義

- 学習の成果を適切に評価するものとして、国家資格、国家試験、大学教育における学位や履修証明制度等のほか、民間による検定試験が広く用いられている。  
多くの国家資格、国家試験と異なり、民間による検定試験の合格は、法令上、特定の職業等に従事することの要件とされるものではない。しかし、学習の成果を評価するものとして、学習者だけではなく、検定試験の活用によって、教育の充実を図りたいと考える学校や、人材の確保や質の向上等を図りたいと考える企業や地域など(以下まとめて単に「活用者」という。)にとっても、多くの意義がある。
- 学習者にとって、検定試験は、自己の学習の到達目標・到達度の確認・証明とともに、教養の涵養<sup>かん</sup>、継続的な学習意欲やチャレンジ精神の喚起等の意義がある。一億総活躍社会を形成するためには社会人の学び直しは不可欠であり、検定試験は学び直しの成果の確認を可能にする重要な手段の一つである。
- また、活用者にとって、検定試験は、課題の解決のために必要な知識・技能を有する人材を明らかにできることから、人材のマッチングや能力の適切な活用に資するところが大きい。  
特に、社会が変化する中、従来は、一つの企業内で業務を通じて必要な能力を身に付けていく例も多く見られたが、今後は、個人が、生涯にわたるキャリア形成の一環として検定試験なども活用して能力を身に付け、企業はこれを様々な方策で支援する流れになるのではないかと、との指摘もある<sup>19</sup>。
- さらに、平成 28 年3月にまとめられた「高大接続システム改革会議『最終報告』」においては、高校生の多様な学習成果を測るツールを充実する観点から、高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入に加えて、校長会等が実施する検定試験の活用を促進すること、各種民間検定の質的な充実を前提として、活用を促すことが提言されている。
- 検定試験の実施自体に特段の規制や届出等の義務はなく、各検定事業者は

---

<sup>19</sup> 「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—(平成 27 年6月 30 日閣議決定)

様々な学習者に応じた検定試験を実施することができる。実施主体や目的、内容、規模等は極めて多様であり、全国に存在する検定試験を網羅的に把握することは困難であるが、全国に1,000種類程度(詳細にみると5,000種類以上)の検定試験が存在するとも言われる<sup>20</sup>。

- この中で、検定試験が学習成果を適切に評価するものとして更に活用されるためには、その質の向上が図られ、社会的認知や活用の場が広がることが重要である<sup>21</sup>。そこで、「学習者の学習成果を測り、一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成した水準の程度を示すもののうち、法令等に基づかず、民間の団体が実施するもの」を本答申案の対象とする検定試験として位置付ける。

## 2. 検定試験の評価及び情報の公開

- 検定試験が、個人の学習成果を適切に証明し、その証明された学習成果が社会において有効に活用されるためには、検定試験そのものについて受検者や活用者からの信頼性が確保されることが前提となる。そのため、検定事業者が、検定試験全体を通じて様々なプロセスが適切に行われていることなど受検者や活用者に有益な情報を積極的に公開することにより、実施する検定試験の質や信頼性に関する説明責任(アカウンタビリティ)を果たすことが期待される。
- さらに、検定試験に対する評価の実施とその結果の公表が、このような説明責任を果たす上で重要である。「検定試験の評価ガイドライン(試案)について(検討のまとめ)」(以下「検討のまとめ」という。)<sup>22</sup>を踏まえつつ、その後の評価の取組の進展等を踏まえて、改めて以下の通り整理することにより、評価を通じた検定試験の質の改善と向上が一層効果的・効率的に進む仕組みとすることが求められる。

### (1) 検定試験の自己評価

- 検定事業者は、検定試験を実施し、その結果を振り返ることにより、日常的に検定試験を点検し必要な改善を図っている。これに加えて、日常的な点検では気付かない新たな視点からの改善を図るため、定期的に評価を行うことが期待される。その際、まずは検定試験の実施主体である検定事業者が自己評価に取り組み、

---

<sup>20</sup> 平成22年6月「検定試験の評価ガイドライン(試案)について(検討のまとめ)」P.7

<sup>21</sup> 教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)において、「国は、大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する。」としている。

<sup>22</sup> 「検討のまとめ」P.14 参照。

その結果に基づき PDCA サイクルを回していくことが基本となる。

### (評価の実施頻度)

- 受検者や社会からの要請に応じて不断の改善を図る観点からは、検定試験の実施ごとに PDCA サイクルを着実に回していくことが期待される。一方で、日常的な点検に加え評価として実施することに伴う検定事業者の事務負担の増加や、ひいては受検者が負担する受検料への影響等も考慮する必要がある。そのため、検定事業者は、少なくとも毎年度1回は自己評価に取り組むことを基本とする。

### (評価する項目と「検定試験の自己評価シート」の活用)

- 「検討のまとめ」を踏まえて平成 23 年に検定事業者等の関係者により取りまとめられた「検定試験の自己評価シート」においては、「実施主体」、「実施内容」、「実施手続」、「検定結果の活用促進」、「継続的な学習支援」の5分野に分けて自己評価の項目を設定している。
- 「検定試験の自己評価シート」は、既に多くの検定事業者が活用し、自らによる組織的・継続的な事業改善のための指針となるものであり<sup>23</sup>、各検定事業者においては、「検定試験の自己評価シート」を活用して自己評価に取り組み、受検者や活用者にも分かる形でその結果の公表に取り組むことが期待される。
- その上で、国においては、「検定試験の自己評価シート」を活用した各検定事業者の自己評価の取組を一層充実するため、自己評価の項目等をガイドラインとして示すことが求められる。その際、例えば、試験におけるコンピューター活用の進展を踏まえた項目や、近年のスマートフォン等の情報通信機器の小型化・高度化を踏まえた不正受検対策に関する項目等を新たに示すことなども考えられる。

## (2) 検定試験の外部評価

### ① 第三者評価

- 検定事業者による自己評価の実施に加えて、第三者の視点からの評価を受けることにより、自己評価の妥当性が検証され、評価の信頼性や客観性が高まる。また、第三者の視点からの評価を受けることで、自己評価では気付かなかった今後の取組の参考となる改善のポイントが明らかになることが期待できる。

---

<sup>23</sup> 平成 26 年度に受検者数 5,000 人以上の検定試験を実施する団体等 90 団体に対して実施したアンケート(回収率 57.8%)によると、約7割の団体が、上記「検定試験の自己評価シート」を活用した自己評価を実施している。

- 同様の効果は、後述する他の検定事業者等による関係者評価によっても一定程度実現可能であるが、関係者による評価であるがゆえに、社会から、客観性・透明性という点において必ずしも十分ではないと判断される可能性がある。
- 利害関係を有しない第三者として、専門家等による第三者評価を適切に実施できれば、各検定事業者の自律的な質の改善と向上が更に促され、検定試験の質の向上や社会における信頼性の一層の確保に資することが期待される。

#### (評価の対象とする検定試験)

- 検定事業者は、自らの判断により、積極的に第三者評価を受けることが強く期待される。特に、企業・学校・地域等広く社会で活用されることを目的とする検定試験や文部科学省の後援を受ける検定試験は、その質の向上や信頼性の確保が強く求められることから、第三者評価を受けることを基本とする。
- その際、各検定試験の特性に配慮するとともに、経済的な負担も含め第三者評価の実施に伴う負担が検定事業者にとって過大とならないようにする必要がある。

#### (評価の実施機関)

- 検定試験が多様な分野で実施されている中で、適切な第三者評価を行うためには、多様な主体が特色のある第三者評価を実施し、検定事業者がその中から第三者評価を実施する機関(以下「第三者評価機関」という。)を選択できるようにすることが重要である。

その際、第三者評価の質の保証とともに、多様な検定試験について第三者評価を実施できるよう、適切な主体を確保し、育成することが必要である。そのため、国は、第三者評価機関を育てる観点から、第三者評価事業を後援することや、第三者評価のガイドラインを作成することなどにより支援することが求められる。

- また、評価者として、平成26年度に文部科学省が実施した第三者評価の試行<sup>24</sup>も踏まえ、組織・運営に関する評価については会計と法令の専門家を、試験問題に関する評価についてはテスト理論の専門家や当該分野の専門家などを必要に応じて含めることが考えられる。

#### (評価する内容・項目)

---

<sup>24</sup> 平成26年度に文部科学省が実施した第三者評価の試行実施は、生涯学習振興行政経験者、検定事業関係者、学校関係者、企業等関係者、学識経験者等が評価者となって行われた。

- 多種多様な検定試験を評価する場合、検定試験の多様性を阻害しないよう、各検定試験の規模、目的、測ろうとする知識や技能、受検者等を踏まえた評価の視点を工夫する必要がある。同時に、受検者・活用者にとっては、どの第三者評価機関が実施した評価結果であっても、一定の基本的な内容・項目を中心に、検定試験間で結果を比較できることが望ましい。
- 評価する内容・項目としては、大きく「検定試験の運営・組織に関する項目」と「検定試験の試験問題に関する項目」に分類できると考えられる。
- まず、検定試験の運営・組織に関しては、学習成果を適切に証明する上で、検定事業者自体が適切な団体であることや試験が公正に実施されていることを担保することが重要である。そこで、検定事業者の規模・目的等にかかわらず、全ての第三者評価機関による評価において、評価の対象とすることが適当である。  
その際、試験問題を作成する体制等の状況については、試験問題に関するものではあるが、運営・組織に関する項目の一環として評価を行うことが適当である。
- 次に、検定試験の試験問題に関しては、特に検定試験の受検者・活用者にとって、その試験問題で測る知識・技能の専門性が検定試験の活用場等に照らして妥当であるかどうか、例えば、学習指導要領や特定の職業で必要とする知識・技能と適切に合致しているかどうかは重大な関心事となる。一方で、全ての第三者評価機関が、検定試験ごとに異なる様々な分野の専門家を評価者として確保し、専門的な知識・技能の妥当性を適切に評価することは極めて困難である。
- また、試験問題については、テスト理論<sup>25</sup>による評価が必要であるとの指摘もある一方、現状では、多くの検定事業者や第三者評価機関においては、テスト理論に詳しい人材を得ることは困難ではないかと考えられる。  
さらに、検定試験の目的や社会的活用の態様が様々であること、また、第三者評価機関が複数あることを前提とする場合にそれぞれの第三者評価機関がその長所を生かして独自性を発揮すべきことも考慮する必要がある。
- これらを踏まえ、検定試験の試験問題に関する項目<sup>26</sup>については、一律に第三

<sup>25</sup> 例えば、試験問題が測ろうとする受検者の知識・技能等を適切に測ることのできる妥当な精度や設計を有するかどうか(テストとしての妥当性)や、測る対象が変化しない限り安定したテスト結果が得られるかどうか(テストとしての信頼性)など。

<sup>26</sup> 例えば、試験問題で測る知識・技能の専門性の評価や、テスト理論に基づく評価が考えられる。なお、前述の通り、試験問題

者評価を実施することは求めず、第三者評価機関がそれぞれの専門性を発揮して実施するものとして位置付けることが適当である。

- 以上を踏まえて、第三者評価において評価する具体的な内容・項目については、第三者評価機関が自らの専門性を踏まえて定めることを基本としつつも、国は第三者評価において評価する内容・項目について一定の基準を策定することが求められる。

#### **(評価結果の公表)**

- 第三者評価機関は、検定試験の優れた取組を社会に対して発信していくことが必要であり、第三者評価の評価結果は、検定事業者とともに、第三者評価機関においても公表することが求められる。また、国においても、検定事業者・第三者評価機関が公表する評価結果について、検定試験の受検者・活用者への周知の促進に取り組むことが求められる。

#### **(評価の実施頻度)**

- 検定試験の社会的活用を促進する上で、一層の質的な充実が課題となっており、そのためにも検定試験の評価とその結果に基づく改善を有効かつ適切に進める必要がある。一方、検定事業者の円滑な業務運営を阻害することのないよう事業者の負担に配慮することが必要である。
- このバランスに配慮し、また、検定試験の運営・組織は、毎年度大きく変わるものでもないこと、少なくとも毎年度1回は検定事業者が自己評価を実施し、その結果を公表することを前提とすると、第三者評価は、3～4年に1回行うことを基本とすることが適当である。

なお、特に年度内に行われた検定試験のテストとしての適切性を速やかに確認し改善する重要性に鑑み、各検定事業者は、自己評価として、積極的に試験問題に関する評価に取り組むことが望まれる。その際、例えばテスト理論に詳しい人材を各検定事業者が内部に有することが難しい場合には、その知見を有する専門家や第三者評価機関の助言の下に評価を行うことが考えられる。

#### **(自己評価との関係)**

- 検定試験の評価は、検定事業者が自ら実施する自己評価が基本であり、それを前提として、第三者評価機関は、その自己評価結果への評価も含めて第三者

---

を作成する体制等については、検定試験の運営・組織に関する項目として評価を行う。

評価を実施することが適切である。

- そのため、第三者評価機関は、「検定試験の自己評価シート」の内容を十分に踏まえて検定事業者が取り組むべき自己評価の内容・項目を示し、検定事業者は、まず、それに基づき自らの検定試験について自己評価を実施する。その結果を第三者評価機関に示して第三者評価を受けることにより、検定試験の PDCA サイクルの質を一層向上させることが求められる。
- また、検定事業者は、第三者評価を受ける際に、自己評価シートの提出に加えて、組織における業務遂行の適正性の状況について毎年度自ら点検・評価を行った結果を報告書として取りまとめ、組織・運営に関する項目について評価を受けるための重要な資料として当該第三者評価機関に提示することが考えられる<sup>27</sup>。さらに、国の後援を受ける検定試験の事業者は、上記の組織における業務遂行の適正性の状況に関する報告書を国に対しても提示することが考えられる。

#### (第三者評価の位置付け)

- 第三者評価機関は、評価を通じて検定試験に関するノウハウを蓄積し、これを活用して検定事業者に対して、検定試験の企画・実施や評価の実践について助言や支援を行うことができる。
- また、第三者評価を実施すること自体によっても、検定事業者のスタッフに検定事業や評価についてのノウハウが蓄積されることを通じて、第三者評価は、検定試験を実施する人材や自己評価を実施する人材を「育てる」機能を果たすものであることが期待される。
- これらを踏まえ、検定試験の第三者評価は、「検定試験の自己評価の上に、直接の利害関係を有しない専門家等が検定試験の評価を行うことにより、検定試験の質の向上や改善を図る検定事業者の自律的な取組を促すものであるとともに、これを通じて検定試験を担う人材を育成することにより、検定試験を『育てる』取組」と位置付けられる。

#### ②関係者評価

- 「検討のまとめ」に位置づけられる関係者評価により、検定試験の改善に資す

---

<sup>27</sup> 上場企業の内部統制報告制度(いわゆる J-SOX 法)として財務報告にかかる内部統制を評価して国に報告する制度が参考になる。

る、検定試験の試験問題の内容や評価基準等について検定事業者相互の評価が可能になるという面がある。一方、類似した検定試験が存在するとは限らないこと、ほかの類似した検定事業者といえども評価対象の検定試験については必ずしも専門性が高いとは限らないこと、評価対象の検定事業者の財務・運営状況等の内部事情が他の検定事業者に知られてしまうこと等の課題も指摘される。

- これらを踏まえ、関係者評価については、検定試験の評価の体系においては今後位置付けないこととするが、検定事業者の自主的な判断により、自己評価や情報公開の取組の一環として、他の検定事業者等の協力を得て従前の関係者評価に相当する評価に取り組むことは有意義である。

また、類似の分野の検定試験や難易度が近い検定試験の実施者と情報交換を進めることによって、更に検定試験の質を高め、活用を促進するなどの検定事業者の自主的な取組も期待される。

### (3) 評価の体系の整理を踏まえたガイドラインの作成

- 上記の整理を踏まえ、また、検定事業者への過剰な負担を避けて効果的・効率的に評価を行う観点から、自己評価及び第三者評価の相互の体系やその詳細について更に国において検討を深める必要がある。その結果を踏まえて、現在は試案にとどまる「検定試験の評価ガイドライン」を策定することが求められる。

## 3. 検定試験の社会的活用の促進

### (1) 検定試験の活用の意義

- 検定試験を学校や企業の活動において活用する事例が進みつつある。  
例えば、一定の検定試験に合格している場合に、採用において優遇したり、入試において加点の措置や一定の試験の免除の措置をとったり、学校の単位を与えたりする例が広がっている。
- 学校においては、学生・生徒が多様化し、また、高大接続改革が進められる中で、学校内外を通じて多面的に学習や活動を評価していくことが重要となっている。あわせて、学校において円滑に教育活動を進めるためには、あらかじめ各学生・生徒が、共通して必要な基礎的知識・技能を確実に身に付けているよう担保することが期待される。
- 例えば、本来は大学入学以前に学校や家庭で習得することが期待されている資質・能力を十分に身に付けていない場合があることから、学生に対し当該能力

を評価する検定試験の受検を求めている例もみられる。

また、将来専門的な技能を有する社会人として活躍する上で、いわば常識として知っておく必要があると考えられるビジネス上の知識・能力を身に付けられるよう、専修学校等が生徒に対して検定試験の受検を求める例も見られる。

検定試験を活用することにより、到達すべき目標や現在の到達段階が客観的に明確になり、学習への励みや自分自身への自信につながるなど、負担感を上回る効果が期待できるとの指摘もある。

- さらに、企業においては、業務に関連する検定試験の受検の義務付けや推奨を行うとともに、適切な支援を行うことにより、業務の質の向上や効率化を定量的に実現している例がある。検定試験の合格を目指すことにより、採用後も社員の学ぶ意欲やチャレンジ精神を喚起し、いわば「ぬるま湯」から脱して職場が活性化する効果が期待できるとの指摘もある。

## (2) 検定試験の活用の促進方策

- (1)に示すような様々な効果が期待できる検定試験の活用を一層促進するために、以下の通り、検定試験の関係者それぞれに期待することを整理した。

これを踏まえて、各関係者におかれては、検定試験の社会的活用に向けて積極的に取り組まれることに強く期待したい。

### (検定事業者に期待すること)

- 検定試験が社会で広く活用される上で、適切な内容・体制で実施されていることが重要である。その観点から、検定事業者が自らの運営の状況を明らかにし、検定試験に関する基本的な情報を公開することが求められる。
- 学校や企業などの活用者側からは、どのような検定試験があり、それが求める能力を測る上で適切なものかどうか分かりにくいとの指摘がある。このため、検定試験の社会的活用を念頭に置いて、検定事業者は、自らの運営・組織の状況、検定試験の受験者数・合格率などの基本的な情報や、測ろうとする資質・能力の詳細や検定試験の社会における活用事例等を示すことが期待される。

例えば、学校における検定試験の活用を促進する上で、学習指導要領に基づく学校における学習との関連など学校向けに有益と考えられる内容について示されること<sup>28</sup>が重要であり、また、企業での活用を促進する上では、検定試験を活用

<sup>28</sup> 高等学校での活用を念頭に置いた検定試験については、「高大接続システム改革会議『最終報告』」P.17-18も参照。

することによる業務上の定量的な効果など企業向けに有益と考えられる内容について示されることが期待される。

- さらに、検定試験の社会的活用を促す上で、学習者の学習意欲を喚起し検定試験の受検意欲を高めることも重要となる。そのため、検定事業者においては、例えば、受検者の年齢層や発達段階・学習段階に応じて、年齢や学年等と関連させた難易度を明確にした上で、基礎的な段階から発展的・応用的な段階まで幅広く検定試験を実施したり、親子など家族が互いに励まし合い競い合うなど家族ぐるみで検定試験に取り組むことができる工夫をしたりすることなどにより、学習者が、生涯にわたり、段階を追って学習を継続する励みとなることが期待される。

#### **(人材を活用する企業等に期待すること)**

- 企業や地域などの人材を活用する側についても、人材のマッチングを促進したり、職務遂行上有することが望まれる能力を身に付ける学習を促したりする上で、どの検定試験に合格している者を必要とするかを発信することが期待される。
- すなわち、企業等においては、検定事業者が公開する検定試験の内容に関する具体的な情報に基づき、就職や職務遂行に当たり求める能力を検定試験を通じて得られる資格等として関連付けて、社員や採用希望者に対して受検を推奨する検定試験として明らかにすることが考えられる。さらに、そのような検定試験が職務の質の向上や効率化に資することに鑑み、例えば、職場単位で学習機会や受検機会を設定したり、検定試験に合格した場合に、受検料や受検の準備に要した費用負担を軽減したり、合格者に対して優遇措置を講じたりするなど、様々な支援を行うことが考えられる。

また、人材募集の際に、エントリーシート中に当該企業等が受検を奨励する検定試験の合格の有無の記入欄を設けるなどにより、検定試験に既に合格している者を一定程度優遇することなども考えられる。

さらに、特に重要と考える能力が的確に検定試験を通じて評価されるよう、当該検定試験の設計段階から検討に加わるなど積極的に関与するとともに、人材募集の際の要件とするなどの取組も考えられる。

#### **(大学・専修学校・高等学校などの学校に期待すること)**

- 大学・専修学校・高等学校などの学校においては、各種検定試験の質的向上・普及促進が行われることを前提に、検定事業者が公開する学校における学習との関連に関する情報等に基づき、活用可能な検定試験を積極的に明示するなどして、多様な学習成果を測る方法の一つとして、検定試験の活用が考えられる。

- 検定試験の結果を学校での指導に役立てるとともに、特に高等学校段階において、学校の教育目標や実態に応じて、その合格により関係科目の単位認定を行うなどの取組が一層進むことが期待される。

また、入学者選抜において当該検定試験の合格の有無を記入する欄を設けて評価に加えるなど、既に検定試験に合格している者を適切に評価する取組が進むことも期待される。

- なお、義務教育段階を中心に、検定試験の受検に要する様々な費用負担について、特に経済的に困難な家庭に配慮する必要があること、また、地方公共団体の施策の活用等により、児童生徒等の学習を適切に支援することも期待される。

### **(国・地方公共団体に期待すること)**

- 国及び地方公共団体においては、検定試験の活用が適切に促進されるよう、情報提供などの周知を行うことが期待される。

- さらに、例えば、産業界や学校と検定事業者が協働することにより、検定試験の質の向上や活用の促進が見込まれる。また、複数の検定事業者が協働して、関連する複数の検定試験を有機的に連携させることにより、学習者にとってより高次の活躍の場が広がると考えられる。国においては、それら関係者間の対話の場の設定や、協働による検定試験の質の向上や社会的活用の促進のための取組が期待される。

- 対話・協働の成果も踏まえて、地方公共団体においては、公立学校の設置者として、学校における検定試験の適切な活用のために必要な情報を各学校に提供することなどにより、各学校における適切な活用を促すことが期待される。また、義務教育段階を中心に、地域との連携・協働による学習機会の提供や、検定試験の受検に要する費用負担について、特に経済的に困難な家庭に十分に留意した支援を行うことが期待される。

- さらに、国や地方公共団体、検定事業者をはじめ様々な関係者が広く連携協力することにより、個人が取得した検定試験の結果等を当該個人やその活用を図ろうとする者が一覧して把握できるよう、例えば生涯学習パスポート<sup>29</sup>の一層の普及

---

<sup>29</sup> 「生涯学習パスポート」に関しては、海外において、学校歴も含めた様々な学習成果の評価、社会的活動、職歴、表彰歴などを蓄積した個人の情報ファイルを作成する取組がなされており、「学習の成果を幅広く生かす-生涯学習の成果を生かすための

や、ICTを活用してそれを発展させた取組を進めることなどが考えられる。

#### 4. 「人材認証制度」の活用の推進

- 検定試験のほか、「一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅的に指す<sup>30</sup>」ものとして、いわゆる「人材認証制度」がある。通常、その多くは、地方公共団体や公民館等の社会教育施設、大学等が実施している講座を受講した成果を認証したり、講座の修了証の交付を行ったりするものである。
- 地方公共団体等で「人材認証制度」を活用することは、地域が必要とする人材像を可視化し、地域の人材ニーズと人々の学習需要とのマッチングを進めるために有効な方策の一つである。この取組を通じて、学習・活動履歴の体系化や今後更なる活性化が期待される地域と学校との協働活動等の地域活動を担う様々な人材の育成・確保にも寄与する。
- 一部の地方公共団体・大学等において、「人材認証制度」の取組が進められているが、取組を拡大し、効果的な推進を図るためには、地方公共団体と大学・専修学校等との適切な連携と役割分担によるモデル的な事例の共有が必要である。例えば、学校地域協働答申においても、地域のコーディネーターについて、地域社会と関連の深い教育改革の動向を把握することが大事であることから、学校教育で今後期待されることについて十分な研修の機会が提供される必要があり、このような観点から地方公共団体と大学・専修学校等とが適切に連携を図ることの有効性が指摘されている。
- 今後、公民館等の社会教育施設や大学等においては、地域との密接な連携の下、そのニーズを踏まえて、地域課題の解決を目的とした公開講座を開設する等により、地域に必要な人材を育成・確保するなど、「人材認証制度」を活用した取組を充実することが期待されることとあり、国や地方公共団体としてもその取組を促進することが期待される。

---

方策について-」(平成11年6月9日生涯学習審議会(答申))の中で、日本においても外国のこうした取組を参考に、『生涯学習パスポート』(生涯学習記録票)を作り、活用できるようにすべきであろう。」と提言されている。

<sup>30</sup> 平成24年度文部科学省委託調査「人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究」。なお、同調査においては、「人材認証制度」は、法令に根拠のある国家資格や、ある時点における知識・技能の到達度を認定する検定試験は含まないとしている。

## 第V章 ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築

### 1. ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の必要性等

- これまで『学び』と『活動』の循環を促進する方策として、例えば生涯学習パスポートや、コーディネーター等による主に対面による交流での情報提供や効果的なマッチング、学習者同士のネットワークや交流の場の設定等が行われてきた。
- 今後も、こうした取組は有意義であり、特に、対面による交流や相談、情報提供の持つ効果は大きい。国、地方公共団体においても、地域、NPO、民間事業者等と協力しながら、これらの取組を推進することが引き続き重要である。
- 加えて、今日の ICT の進展を踏まえ、これらの取組への支援を充実するため、ICT を活用した様々な技術やシステムを応用したプラットフォームを構想することが可能になった。
- このことを踏まえ、ICT を活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築に向けて、現時点での知見を集約して、求められる役割・機能、機能により実現されること、当面取り組むべき課題等について整理すると以下のとおりである。
- あわせて、ICT を活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」については、システムとしての運用可能性、具体的な効果や影響についての分析・検討、マネジメントの方法、ほかの推進方策との整合性等に十分留意して、今後更に様々な関係者と協働して検討を進める必要がある。

### 2. 求められる役割・機能

- 『学び』と『活動』の循環を形成する上で、様々な学習機会提供者・検定試験実施団体とともに、学習成果を評価・活用する企業・学校・団体等の参画も得て、ICT を活用して学習・活動の成果を適切に記録・管理・活用することを希望する学習者のため、以下のような機能を備える「生涯学習プラットフォーム（仮称）」を構築することが考えられる。
- 「生涯学習プラットフォーム（仮称）」には、第1の機能として、学習者等への多種多様な学習機会の提供に資する機能（学習機会の提供機能）があげられる。これ

は、様々な学習機会の情報をインターネット上で一覧として提供することを可能とし、各地域の課題や地域活動等に関する情報、「人材認証制度」の情報等を関係者間で共有し、また、教育コンテンツの流通に資することにより、成果の活用場面をより意識した学習機会の充実や学習活動の展開を支援する機能である。さらに、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」に参画することにより、大学、地方公共団体、民間事業者等が提供する学習プログラムが体系的に再構築され、より多種多様な学習機会の提供につながる等、各関係機関の生涯学習に係る取組の質が向上していくことが期待される。

- 第2の機能として、学習者が希望する場合に、その学習・活動の履歴を客観的に記録・管理・証明する機能(学習・活動履歴の記録・証明機能)があげられる。これまでの「生涯学習パスポート」等の取組では学習者自身の記録の客観性の確保等に課題があったが、ICT を活用し、学習機会提供者や検定試験実施団体の協力を得て記録・証明することで、信頼性の確保が可能となる。また、多種多様な学習者等の利用が想定されることに鑑みれば、学習機会提供者や検定試験実施団体による証明が可能な記録のみではなく、例えばボランティアへの参加や各種の顕彰等の受賞歴等、一人一人が自由に記載できる部分を設けることで、記載の信頼性と自由度のバランスのとれたものとして運用することが期待される。
- 第3の機能として、学習者同士をネットワーク化し、さらに、実際に地域の人材を求めている地方公共団体やNPOとのマッチングに資する学習者等のネットワーク化の機能(学習者等のネットワーク化機能)があげられる。学習・活動履歴を記録することにより、同様の学習・活動を行う者や学習・ボランティアサークルとのつながりを支援するSNSを構築し、学習コミュニティ形成や地域で活動を行う団体の育成につながることを期待される。
- このように、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」は、生涯学習の二つの側面、すなわち、地域の課題や地域の活動を提示することにより一人一人の学習が促進されるという側面と、一人一人がその関心や意欲に基づき学習した成果を地域課題の解決に還元するという側面を橋渡しするものであり、「全員参加による課題解決社会」の実現に寄与することが期待される。
- これらの「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の三つの機能を連携させるため、民間事業者、大学等様々な機関で、横断的に情報が流通することが必要である。その際には、学習者が各機関で学習・活動した履歴を自らの管理下において、自らの意思で流通させなければならない。また、システムについては、今後の変化に

耐えられる柔軟性・拡張性を備えたものの構築が望まれる。同時に、各機関で実施されている機能を包括的に統合したモデルとして機能することが重要である。

- 「生涯学習プラットフォーム(仮称)」上で、様々な学習・活動履歴が経年で蓄積され、マッチング等に活用されるに当たっては、個人に関する情報の保護<sup>31</sup>に特に留意する必要がある。
- また、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」は、学習者等の利用者一人一人の希望に基づき、多様性と柔軟性のあるものとして活用されるべきである。

### 3. 機能により実現されること

- 第1の機能(学習機会の提供機能)により、例えば、学習・活動履歴に応じて関連の深い講座等を推薦する機能(レコメンド機能)等を通じ、学習者のニーズや将来的な活用目的を踏まえた系統的な情報の提示が可能になる。
- また、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や、大学・専修学校等が提供する学習機会を整理して学習者に提示できるようになる。こうした情報を参考に、学習者の資格取得やスキルの獲得といった目標への設定が容易になり、学習者の学ぶ意欲が持続されることが期待されるとともに、学習機会を提供する機関等も活性化することが期待される。また、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の構築を通じて機関等間の情報共有が図られることから、その連携・協働による新たな学習機会が創出されることも期待される。
- あわせて、社会教育主事等が社会教育事業を企画・立案する際に、効率的に多種多様な学習機会に関する情報を入手し活用できるようになることも期待できる。
- 第2の機能(学習・活動履歴の記録・証明機能)により、ICTを活用した生涯学習パスポート等を実現し、学習機会提供者や検定試験実施団体の協力を得て記録・証明することにより、信頼性を確保しつつ、学習・活動履歴の記録・証明等による学習者への支援が可能になる。インターネット等を通じて、容易に、多くの人

---

<sup>31</sup> 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

に自らの学習・活動の成果を示すことが可能であるほか、オープンバッジ<sup>32</sup>等の最新の技術の導入も可能になる。

- 第3の機能(学習者等のネットワーク化機能)を通じて、例えば、社会教育主事や地域のコーディネーター等の社会教育関係者が、「顔の見える」関係の中で、地域住民等に地域学校協働活動等の地域活動の機会を提供する際に、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」上に蓄積されている様々な学習機会に関する情報や学習・活動履歴を活用することで、より効果的なマッチング等が促進されることが期待される。
- また、ICT を活用した「人材認証制度」と組み合わせることにより、学習・活動履歴の可視化・体系化、地域が求める人材像の可視化やそれに必要な講座のレコメンド、認証作業の効率化が図られ、より適切なマッチングが可能となる。さらに、マッチングを行う人材の育成・確保にも資することが期待される。
- さらに、SNS によって、同じ学習活動等をする仲間とのつながりや、地域・空間・世代を越えた学習コミュニティの形成等によって活用の方が広がることが期待される。例えば、検定試験の受検者のネットワークが形成されることで、学びや活動が更に活性化されることも考えられる。さらに、SNS に多くの団体・個人が参加することで、議論や協力の場として活用することも期待される。
- これら全体を通じて、地域活動への参加等の活動記録が新たな学習・活動履歴となり、新たな活動へのマッチングや、より高度な学習機会の提供につながるるとともに、SNS 等により社会における様々な活動や課題と学習のマッチングの場となることにより、「『学び』と『活動』の循環」が発展することが期待される。

#### **4. 当面取り組むべき課題**

- 個人が安心して自らの学習・活動履歴を管理できるようにするため、個人に関する情報が保護されることが重要である。このことも踏まえ、情報セキュリティポリシーの在り方、セキュリティの技術的検討、扱うデータの範囲や項目等の標準化、データを扱う際のルール、システム導入に必要な支援の在り方等の実証的な研究

---

<sup>32</sup> 様々な教育機関で習得したスキルを証明し、それを関連サイトで共有できる新しい修了証書の一種。学習成果の認定のみならず、各バッジに重要なデータへのリンクが貼られ、バッジの発行者、取得した方法、そのバッジを取得するために履修したプロジェクトなどの情報を得ることができる。

が必要である。

- 平成 26 年度から平成 28 年度まで、総務省において、文部科学省との連携の下、ICT CONNECT21(みらいのまなび共創会議)等の教育情報化関連団体や様々な企業等が参画し、ICT を活用した初等中等教育段階向けの「教育クラウド・プラットフォーム」の構築及びその標準化に向けた実証事業<sup>33</sup>を実施している。

一方、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」は、フォーマル教育、ノンフォーマル教育及びインフォーマル教育を包含する生涯学習全般を対象としている。「教育クラウド・プラットフォーム」は主として初等中等教育段階を対象とした事業であり、対象が異なっている点も多いが、その基盤となる技術標準や知見は共通して活用できる点が多いと考えられる。

- このことから、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の検討に当たっては、総務省と連携し、「教育クラウド・プラットフォーム」の実証事業により得られた技術標準<sup>34</sup>や知見<sup>35</sup>等の成果を有効に活用すべきである。それを踏まえ、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」を実現するため、関係団体等の協力も得て、フォーマル教育、ノンフォーマル教育及びインフォーマル教育を包含する生涯学習全般に拡張するための検討が必要であり、それを踏まえて、付加的な標準化等の技術的検討を進めることが求められる。

その際、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」を持続的に運営可能な民間の主体が中心となって進めること等により、一人一人が本プラットフォームをその一生涯を通じて安心して活用できるよう、継続的・安定的な運営を確保する観点が必要である。

- このような観点から、国においては、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」を実現していくため、その前提として、学習活動の成果の蓄積を基にした一層の学習活動の活性化等に資するマッチング等の機能の在り方等の実証や、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の実現に向けた今後の検討に向けて更に研究を進める必要がある。

---

<sup>33</sup> 総務省では、「先導的教育システム実証事業」として、学校・家庭・民間教育等のシームレスな教育・学習環境を実現するため、クラウド等を活用して、多様な端末に対応した低コストの教育 ICT システムを構築することを目的として技術標準の検討やガイドラインの作成を行っている。

<sup>34</sup> シングルサインオンなどの認証、学習履歴の蓄積・活用、各種コンテンツ等のメタデータ等に関する技術標準が考えられる。

<sup>35</sup> ICT 機器及びネットワークに関する技術的要件、個人情報保護法制との関係や情報セキュリティポリシーの在り方に関する調査研究等により得られた知見が考えられる。

- 今後検討を進めるに当たり、諸外国における学習・活動の成果の蓄積・活用に係る先進的な事例に関する研究が必要である。さらに、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」における関係機関の役割分担等の検討が望まれる。

## 5. 将来的な活用可能性

- ICTの活用により、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」に、学歴・資格・活動実績等の学習・活動の成果だけでなく、学習・活動に取り組んだ履歴等、これまで蓄積が困難であった情報も蓄積し、こうした新たな情報も参考にして、学習者と学習機会提供者、学習者と活動機会、学習者同士の相互の評価、マッチングが行われ、更なる「『学び』と『活動』の循環」が促進されることが期待される。
- 学習・活動履歴等のデータの流通が進み、分析等が可能になれば、「学び」や「活動」の社会的意義(例えば高齢者の健康との関係等)の研究等、様々な場面での活用が可能となる。さらに、SNS 上の情報や様々な活動の状況を、学習・活動履歴の一つとして個人の同意の下に機械的に収集・蓄積することで、更なる活動の活性化等に活用することも、今後の技術的な検証等を経た上で考えられる。
- CBT<sup>36</sup>や e ポートフォリオ<sup>37</sup>の普及、SNS を通じた様々な学習の場の形成等、現在、各種の先進的な取組が進行しており、ICT を活用したシステムを構築する中で、世界的な動きや標準に我が国の学習活動をマッチングさせる機会も数多く得られると考えられ、世界的なネットワーク化や国境を越えた学習情報の収集・発信等、我が国の生涯学習活動の発展につながることも期待できる。

---

<sup>36</sup> 平成 25 年教育再生実行会議第四次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」によれば、CBT は「Computer Based Testing」の略称。コンピューターを利用した試験方式。数千～数万題の問題の中から、難易度が同じとなるよう問題を組み合わせることで出題することにより、複数回受験しても安定した成績を示すことが可能となる。(例 TOEFL、医学部共用試験)」とされている。

<sup>37</sup> 平成 22 年度 文部科学省委託事業「平成 22 年度 ICT の活用による生涯学習支援事業(国内における実証的調査研究)一人ひとりの e ポートフォリオが社会に生かされる学習基盤の構築に関する調査研究」によれば、「e ポートフォリオは、電子ポートフォリオとかデジタルポートフォリオとしても知られ、電子版の成果集として、成果物としてテキストや画像、動画、ハイパーリンク等の様々なタイプの電子ファイルが保存される。また、それらの成果物を利用した、自身の振り返り(リフレクション: reflection、省察とも言う)による理解の深化や、自身の能力の実証等に活用できる。」とされている。

## 自己評価

**対象** 全ての検定試験

**実施回数** 少なくとも毎年度1回

### 評価項目

- 「検定試験の自己評価シート」を活用
- 第三者評価を受ける場合は、同シートを踏まえ、第三者評価機関が自己評価項目を提示

- 各年度の試験問題に関する評価

### 評価結果の公表

検定事業者から公表

## 自己点検

- 各検定事業者は、日常的に検定試験を点検し、改善
- 業務遂行の適正性についても点検・評価

## 第三者評価

**対象** 各検定事業者の判断により積極的に第三者評価を受ける  
 { 特に、広く社会で活用されるためのものや文科省の後援を受けようとするものは第三者評価を受けることを基本 }

**評価項目** 第三者評価機関が定める。

※ 国は、基準を策定

### 検定試験の運営・組織に関する項目(含. 試験問題を作成する体制等の状況)

全ての第三者評価機関で実施

※業務遂行の適正性の自己点検・評価の結果を第三者評価機関に提示(国の後援を受ける場合は、国にも提示)

**評価者** 会計・法令の専門家を含む

### 検定試験の試験問題に関する項目(除. 試験問題を作成する体制等の状況)

各第三者評価機関が実施するかどうかを決定

※検定事業者は積極的に自己評価として取り組むことが望まれる。

- 試験問題で測る知識・技能の専門性の評価 ← 検定事業者が情報公開
- テスト理論に基づく評価

**評価者** テスト理論の専門家・当該分野の専門家を含む

**実施回数** 3~4年に1回

**評価結果の公表** 検定事業者・第三者評価機関から公表

※ 国は、評価結果の周知を促進

## 情報公開

社会的活用に必要な情報を公開(検定事業者の運営、試験の基本的な情報、測ろうとする資質・能力の詳細、活用の事例・成果 等)

## (参考資料 2)

### 《「学び」と「活動」の橋渡しの事例① 富山インターネット市民塾》

富山県の「インターネット市民塾」は、市民、県、市長会、町村会、企業、大学等が設立した推進協議会により共同で運営されている。市民塾には講座テキスト等が登録されており、市民が受講できるほか、自ら講座やセミナーを開催したり、web ページを作成したりすることもできるようになっている。また、「e パスポート研究協議会」を設立し、学びの成果、活動実績、将来の目標等について申請に基づき認定された方々に「e パスポート」を発行している。

また、これまで積み上げてきた学びの成果活用を図ることができるよう、相談会を開く「出番づくり応援プログラム」といった取組も始まっている。

### 《「学び」と「活動」の橋渡しの事例② 前橋市の「ICT まちなかキャンパス」》

前橋市の「ICT まちなかキャンパス」事業においては、中心商店街の活性化事業の一環として、市と商工会議所が連携し、ICTを利用して、地域住民が市民講座を管理(講座案内、受講記録、参加申込み、過去講座の動画配信など)できるシステムを提供している。この事業では、地域住民に対し、市民講座を受講した際に、商店街で利用可能なポイントを付したり、地域のイベント情報、お買い得情報などの情報も併せて提供したりするなど、ICT を活用した学習成果の管理だけでなく、その他のサービスを連携させる取組が行われている。

### 《「学び」と「活動」の橋渡しの事例③ 東京学芸大学と足立区の連携協力に関する協定》

東京学芸大学と足立区は、平成 27 年7月に連携協力に関する協定を締結した。この協定においては、経済的に困難な家庭状況にある児童生徒に対し、有効な「経済支援」「家庭教育支援」「個性伸長・応用力育成支援」「放課後支援」等のモデル開発を附属学校と連携の公立校を通じて行うとともに、学生教育の取組を連動させ、支援を受けた児童生徒が将来成長し学生になったときに、自身が支援者となる「支援の循環」の実現を目指した取組を行うこととしている。

#### 《検定実施団体による活用への取組事例① 家庭料理技能検定》

- ・ 学校法人香川栄養学園が実施。
- ・ 高校生が主に受検する4級から幅広い年齢層が受検する1級までの4段階。
- ・ 同法人が設置する女子栄養大学では、栄養士や管理栄養士としての知識だけでなく実際に調理や料理ができる技術力も養成するという観点から、同大の入試において、家庭料理技能検定4級以上の合格者に対する加点を行い、高等学校時代の授業以外の取組を評価している。
- ・ 女子栄養大学での導入事例を、家政系の大学や栄養系の学部学科をもつ他の大学に紹介し、大学入試での活用を促している。
- ・ また、福島県の相馬地区食品衛生協会と協力し、ホームヘルパーに家庭料理技能検定4級若しくは3級の取得を推奨し、ホームヘルパーの質の向上に活用する取組を行っている。

#### 《検定実施団体による活用への取組事例② 世界遺産検定》

- ・ 特定非営利活動法人世界遺産アカデミーが実施。
- ・ 中・高校生向けに日本の全遺産と世界の代表的な遺産 30 件程度を対象とする4級から、論述試験によるマイスターまでの5段階。
- ・ 平成26年に4級を開始以降、中学校・高校において、社会科の選択授業、世界史・地理、総合的な学習の時間等としての団体受検が急増。
- ・ 200以上の大学・短大の入試で優遇措置がある。
- ・ 旅行会社のエントリーシートの資格欄に、世界遺産検定を特に明示して記入欄が設けられている例がある。
- ・ 最上級のマイスターの認定を受けた後、一定の研修を受講することで認定講師として登録される「認定講師制度」を設けて、学習の継続や活用場の拡大を促進している。

#### 《企業における活用事例① ANAセールス株式会社の取組》

- ・ ANAセールス株式会社(東京都中央区:航空セールス事業・旅行事業)では、旅行商品の企画や顧客への提案に生かすため、社員に対し世界遺産検定の取得を推奨。
- ・ また、各地域で行われているいわゆる「ご当地検定」などのうち、会社として受検を推奨したい検定試験を「強化検定」と設定。「強化検定」以外も「個人選択型検定」として設定し、受検を促進。
- ・ これらの検定試験の受検について、会社での受検の取りまとめ、合格者への受検料・公式テキスト代の還付や社内ガイダンスの実施などの取組を行っている。
- ・ 同社の経営指標の目標値に検定試験合格者数を明示。

#### 《企業における活用事例② アップコン株式会社の取組》

- ・ アップコン株式会社(神奈川県川崎市:土木工事業・建設工事業)では、土木・建設関係の資格のほか、顧客に対し提出する調査報告書・施工報告書を作成する際の社員の文章能力を高めるための取組として、社員全員に日本語検定3級の取得を推奨。
- ・ 合格者に対し、受検料や受検に要する交通費を支給するとともに、取得した資格・検定に応じて資格手当を支給するなどの取得支援を実施。
- ・ 日本語検定の合格者の増加に比例して、社員が報告書を作成する時間や、上司が報告書を確認する回数が減少するなど、業務の効率化が進んでいることが定量的に確認されている。

#### 《学校における活用事例① 帝京平成大学の取組》

- ・ 帝京平成大学現代ライフ学部児童学科(東京都中野区)では、小学校等の教員を目指す学生が、3年次に教育実習を履修する前提として、日本語検定準3級及び実用数学技能検定3級に合格することを求めている。
- ・ これにより、入学直後から学生の学習意欲が向上する効果があるとともに、将来の教員として必要な基礎的な知識・教養を身に付け、小学校教員として国語・算数教育に携わるための必須事項等について最低限の学びをしていることを、客観的に証明するとともに、本人の自信や励みにつなげている。
- ・ 日本語検定受検に向けた学習の仕方への支援や、実用数学技能検定受検に向けて教員がボランティアで対策講座を実施することもある。

#### 《学校における活用事例② 日本工学院専門学校取組》

- ・ 日本工学院専門学校クリエイターズカレッジ(東京都大田区)では、CG やゲームのクリエイターを目指す学生に対し、1年次にビジネス知識・マナーに関して学ぶビジネス能力検定や、クリエイターに必要な著作権に関する知識を学ぶビジネス著作権検定などの受検を推奨。4年間の在学期間中に、何らかの検定試験や資格を取るのが当然との指導を行っている。
- ・ 社会人としての基礎的な知識・常識を身に付けるためにビジネス検定、著作権を常に意識する必要がある業界に進む者の常識として身に付けるためのビジネス著作権検定を活用。
- ・ また、CG クリエイター検定や色彩検定など高度な検定試験について、放課後に対策講座等を実施するなど取得を推奨。
- ・ 検定試験を、学生の習熟度のチェックや授業の標準化、就活におけるアピールポイントとして活用している。
- ・ 受検して不合格だった学生に補講を実施。

#### 《人材認証制度の活用事例① 一般社団法人教育支援人材認証協会の「教育支援人材認証

## 制度」》

一般社団法人教育支援人材認証協会においては、「教育支援人材認証制度」を構築し、地域で子供の教育活動を担う学生・住民の活動を支援するため、一定の受講経験や活動経験を評価・認証し、地元自治体から活動場所の提供を受けるなど、地域課題解決のために、協会と地域が連携を図りつつ取り組んでいる。

### 《人材認証制度の活用事例② 桜の聖母短期大学による傾聴ボランティア》

桜の聖母短期大学においては、生涯学習センターの開放講座(公開講座)の一つとして、傾聴ボランティア養成講座がある。同講座は、「傾聴ボランティア養成講座」と「傾聴ボランティアアフターケアコース(養成講座を受講した人が実際にボランティアをした後、自分の体験を語ることで、心のアフターケア・ストレス対策等を行う講座)」の二つからなっている。養成講座は、希望する修了者には認定証も発行している。

さらに、現在では、養成講座の修了者が、「傾聴ボランティアさくら」という団体を自主的に組織し、傾聴ボランティアの活動をしている。高齢者福祉施設やグループホーム、仮設住宅などのボランティア先を自分たちで開拓し、毎月、定期的な訪問を行っている。また、月2回短大に集まっての会合や、自分たちの活動をまとめた会報づくりなどもしている。

また、新たな展開として、会津若松市において傾聴ボランティア養成講座も開催されている(会津若松市福祉協議会と協定が結ばれた)。

### 《人材認証制度の活用事例③ 放送大学長崎学習センターにおける「道守補助員」の育成》

離島面積が県面積の4割を占め全国2位の海岸線を有するなどの自然環境下にある長崎県では、塩害による橋りょう等の交通インフラの老朽化が深刻な問題となっており、長崎大学インフラ長寿命化センターは、長崎県と連携して交通インフラの長寿命化修繕計画に取り組み、この計画に参画する人材(道守)の育成計画を進めている。放送大学長崎学習センターは、同センターの協力を得て、県内各地に在住する長崎学習センター所属の放送大学学生を対象に、居住地周辺の交通インフラの異常を発見することができる「道守補助員」を地域活性化人材として育成している。

### 《人材認証制度の活用事例④ 佐倉市立中央公民館の「佐倉市民カレッジ」におけるまちづくり人材の育成》

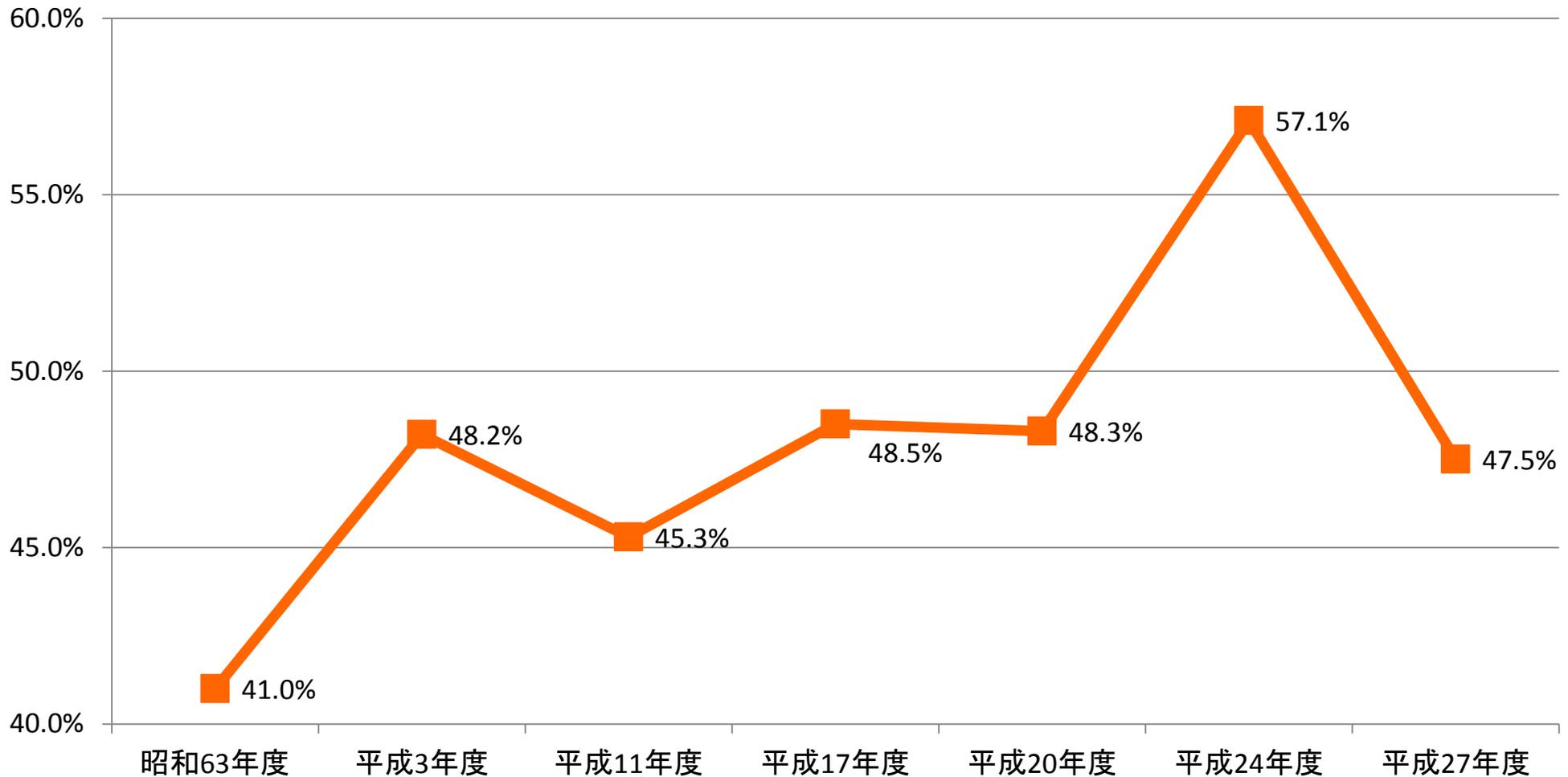
佐倉市立中央公民館の「佐倉市民カレッジ」は、前半の2年間は「であい課程」として、主に一般教養を学び、後半の2年間は「専攻課程」として、講義と実践を通して卒業後も地域で活動することを目標に、福祉、歴史、情報などのテーマをコースに分かれ学ぶ四年制の高齢者大学校である。市民カレッジの卒業生には「卒業証書」が手渡され、卒業生の多くは、学習の成果を生かし、市民活動団体を自主的に組織し、福祉施設や学校及び公民館等で、福祉、環境美化、地域づくり、教育など様々なボランティア活動を実践している。

# 参 考 资 料

# 生涯学習の実施状況

○「この1年間に生涯学習を行っている」人の割合は、前回調査(平成24年度)と比較して、約10ポイント減少。

○昭和63年度調査との比較では、約7ポイント増加。



【母集団】: 20歳以上の者 【対象者】: 3,000人(昭和63年度,平成17年度は5,000人)

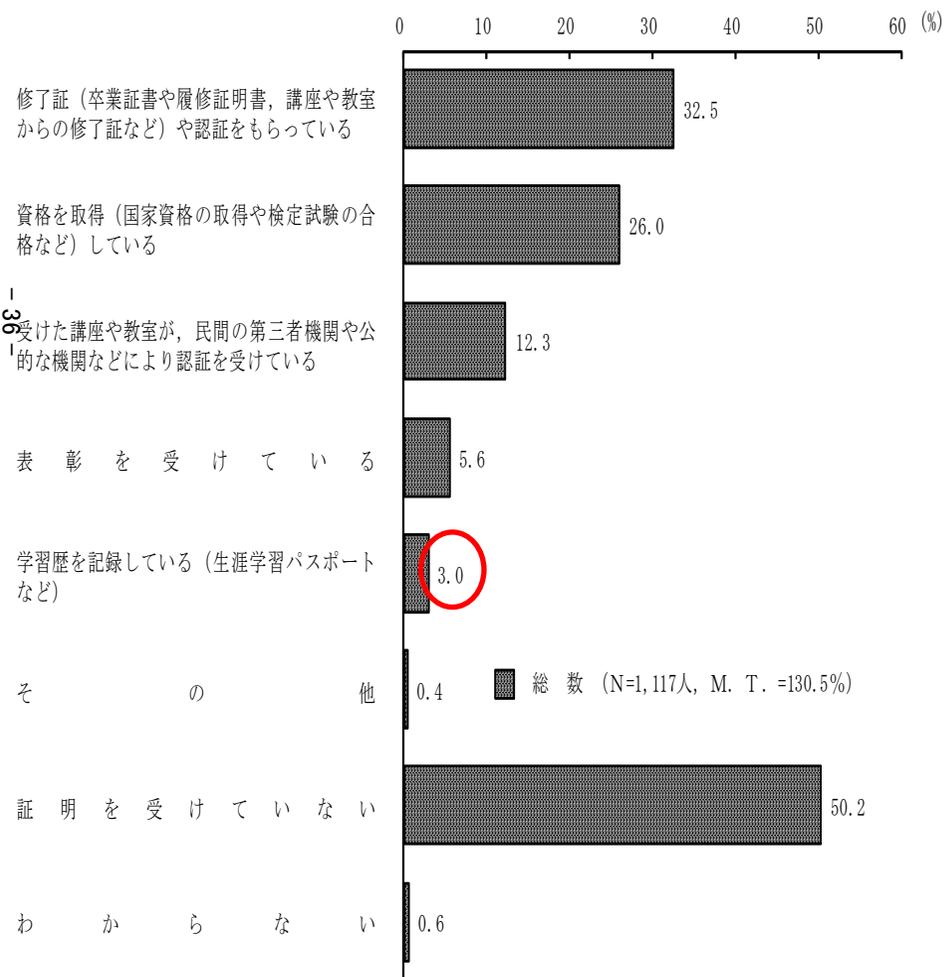
【回収率】: 6割 ~ 7割

出典: 内閣府「生涯学習に関する世論調査」、「教育・生涯学習に関する世論調査」

# 生涯学習の現状

## ○ 身につけている知識等が社会的評価を受けているか(複数回答)

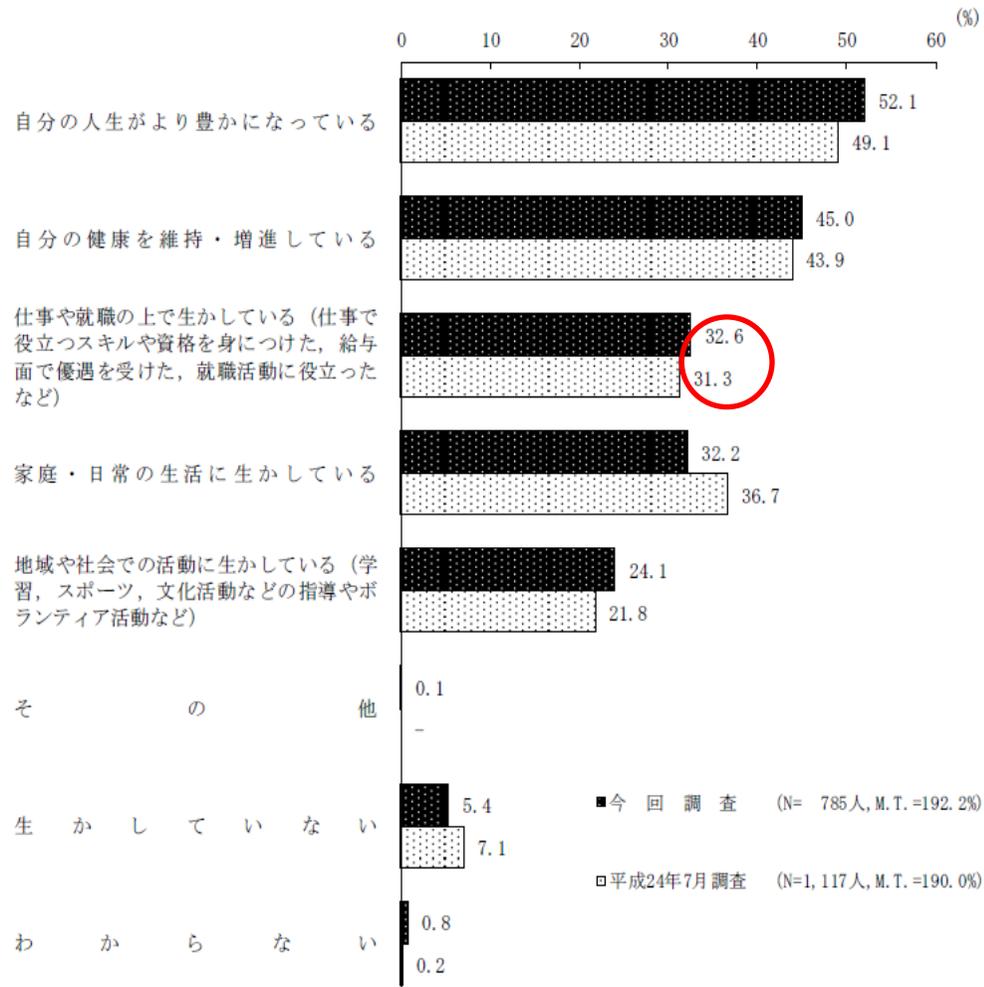
〔この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者に、複数回答〕



(「生涯学習に関する世論調査(平成24年7月調査)」より)

## ○ 身につけた知識等の活用状況(複数回答)

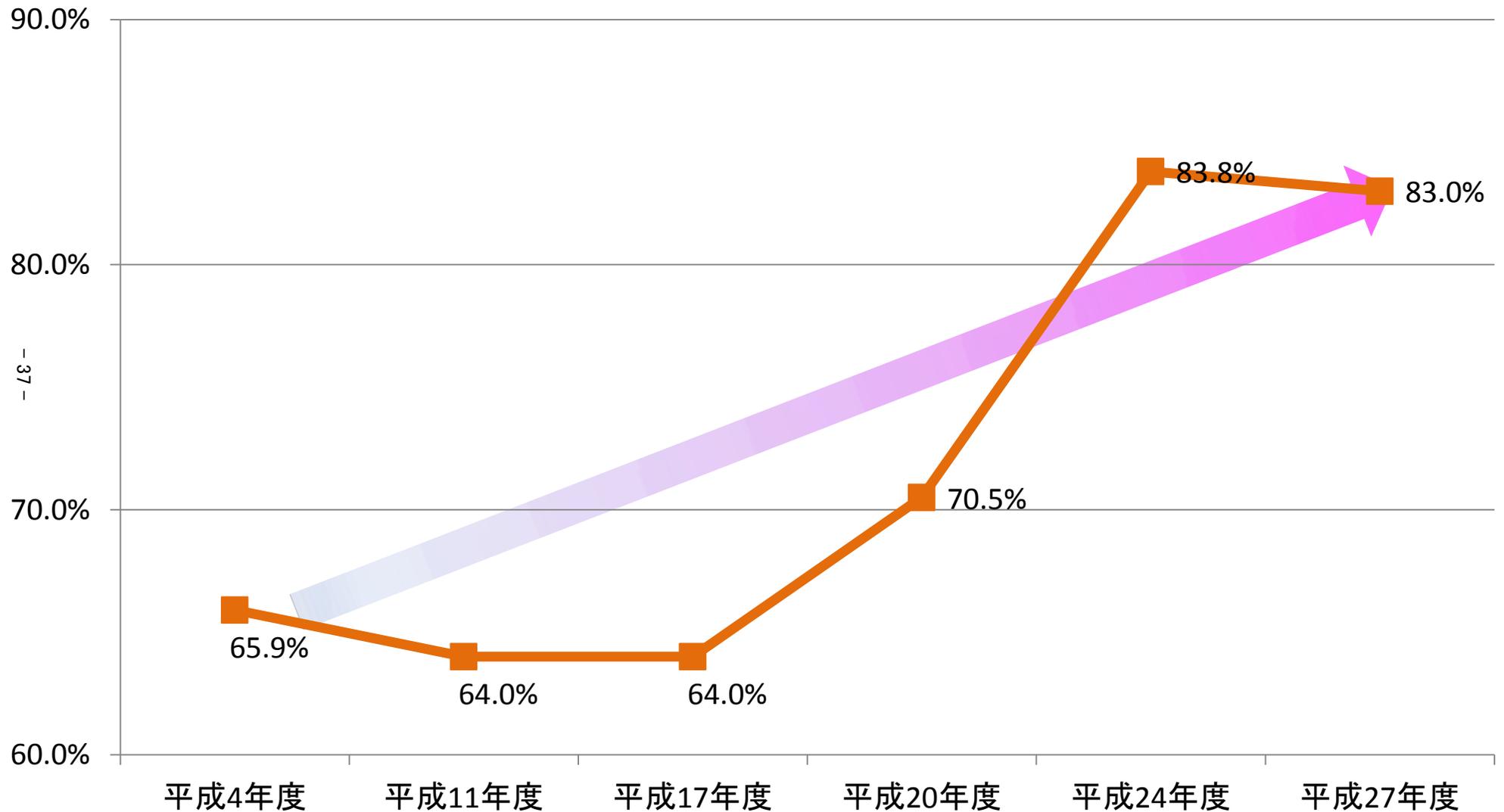
〔この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者に、複数回答〕



(「教育・生涯学習に関する世論調査(平成27年12月調査)」より)

# 「生涯学習」に対する今後の意向①

○ 「生涯学習をしてみたいと思う」人の割合は、20年前と比較して、約20ポイント増加。

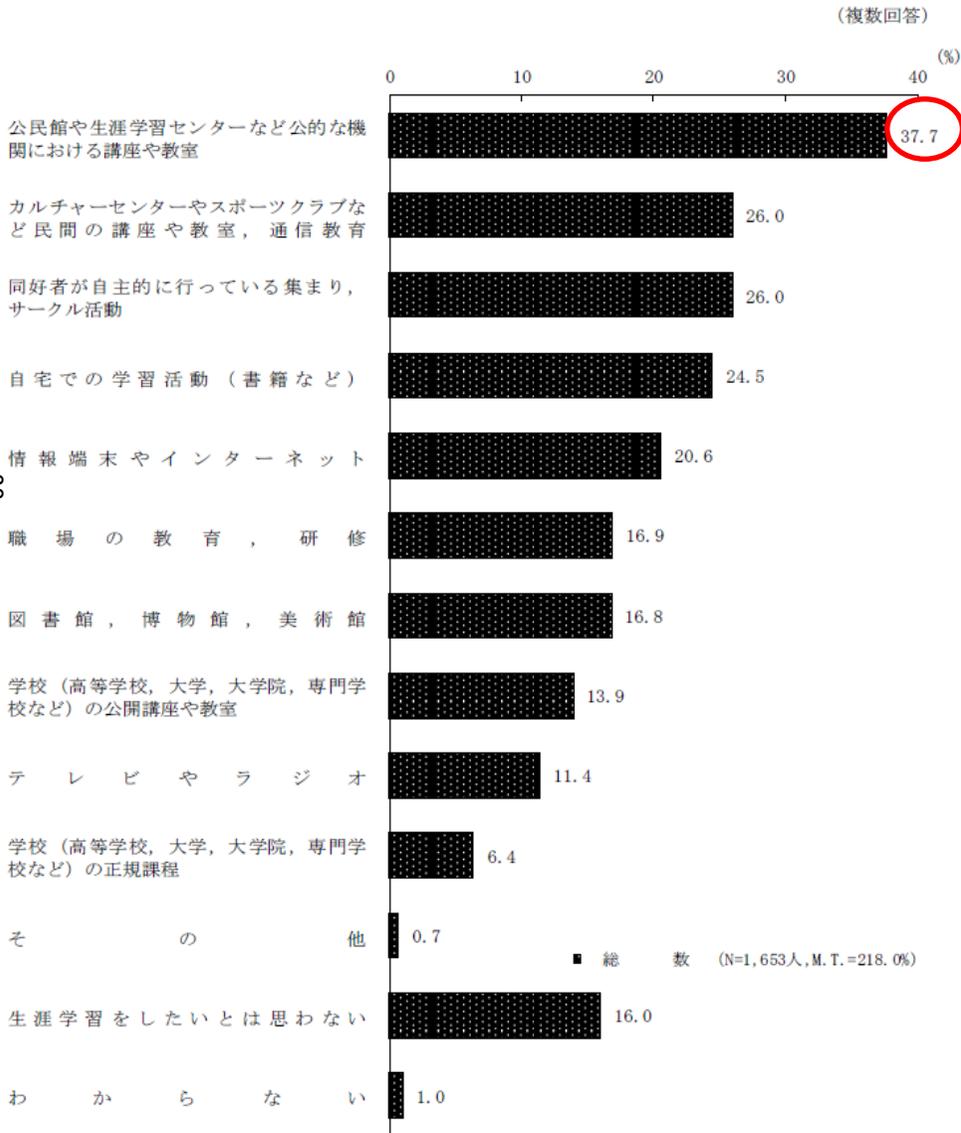


【母集団】: 20歳以上の者 【対象者】: 3,000人(昭和63年度,平成17年度は5,000人)  
【回収率】: 6割 ~ 7割

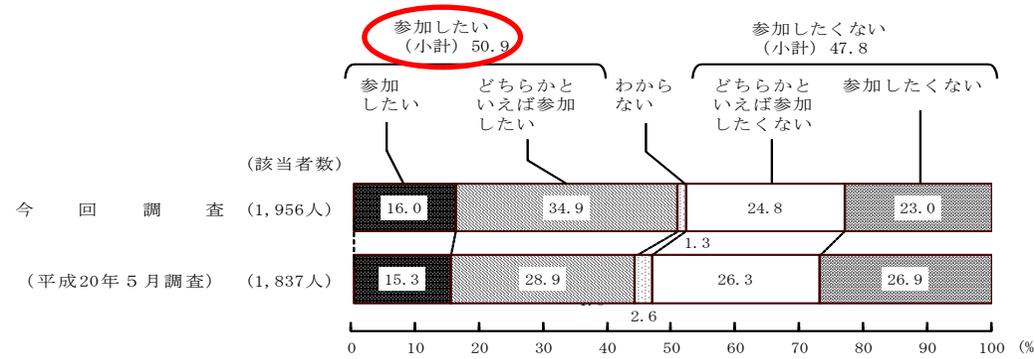
出典: 内閣府「生涯学習に関する世論調査」、「教育・生涯学習に関する世論調査」

# 「生涯学習」に対する今後の意向②

## ○ 行いたい生涯学習の形式（複数回答）



## ○ 「地域や社会における教育」の支援や指導への参加希望

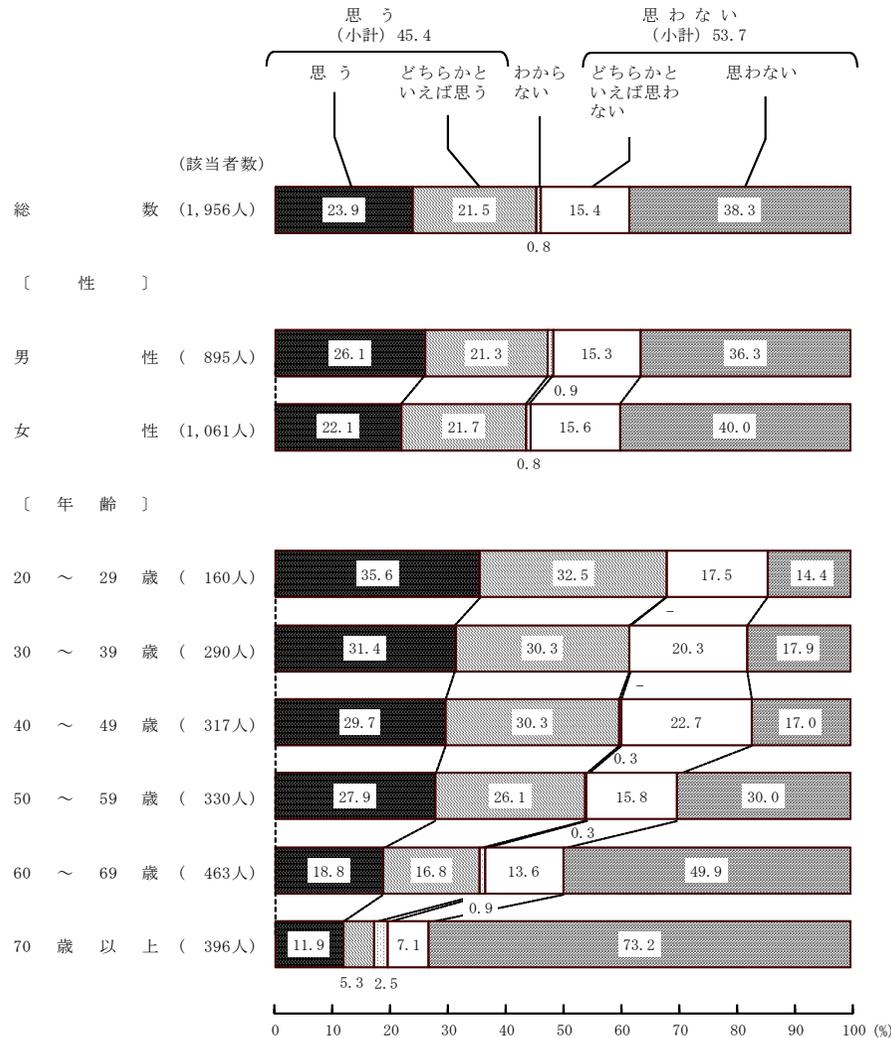


(「生涯学習に関する世論調査(平成24年7月調査)」より)

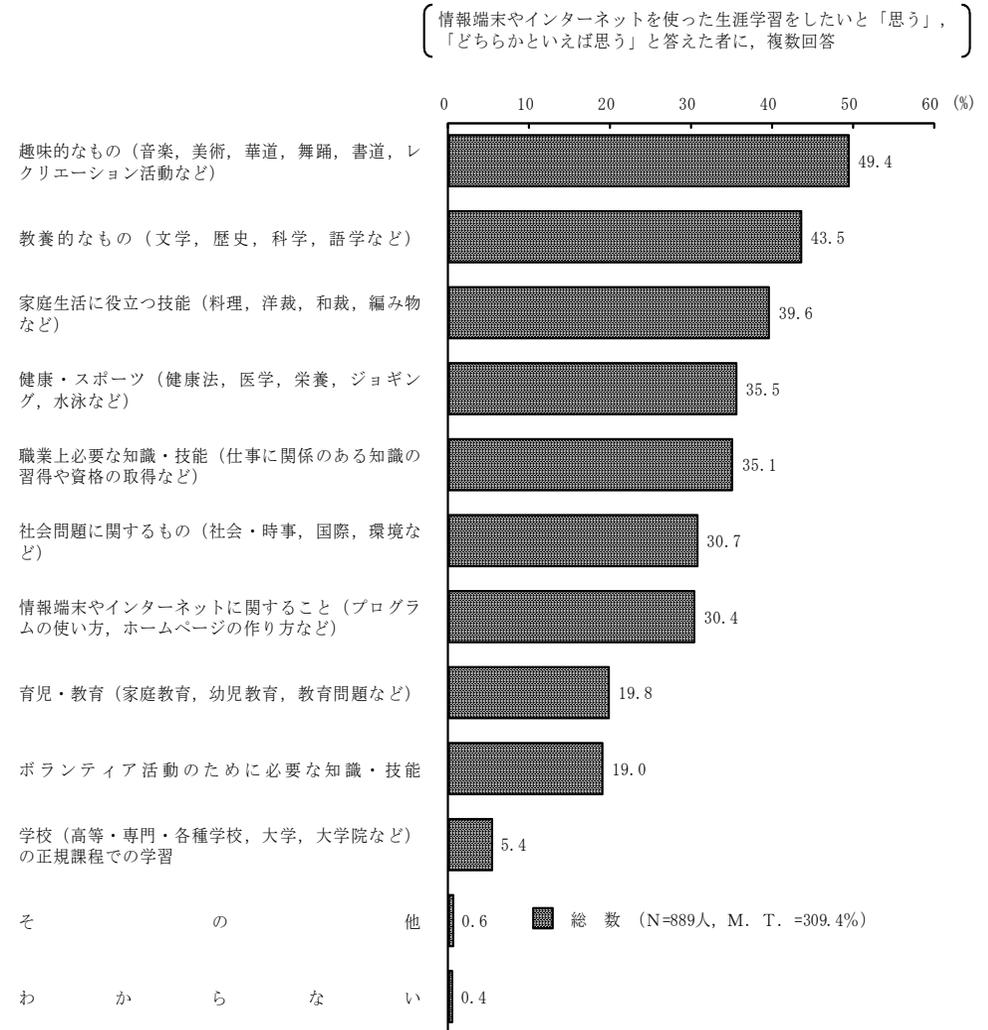
(「教育・生涯学習に関する世論調査(平成27年12月調査)」より)

# 「生涯学習」に対する今後の意向③

## (1) ICTによる生涯学習の意向



## (2) ICTによって行いたい生涯学習の内容 (複数回答)

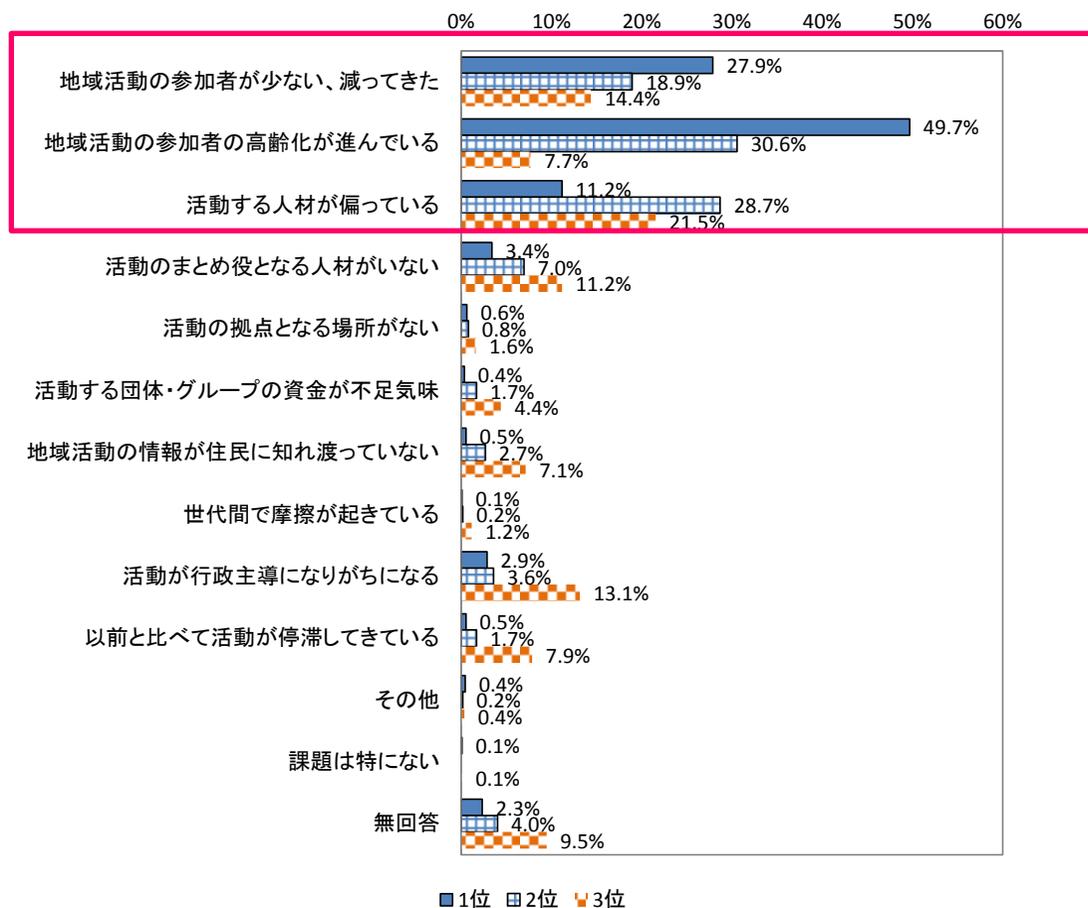


出典:「生涯学習に関する世論調査 (平成24年7月調査)」

# 地方自治体の生涯学習・社会教育担当者へのアンケート調査結果 地域活動の課題

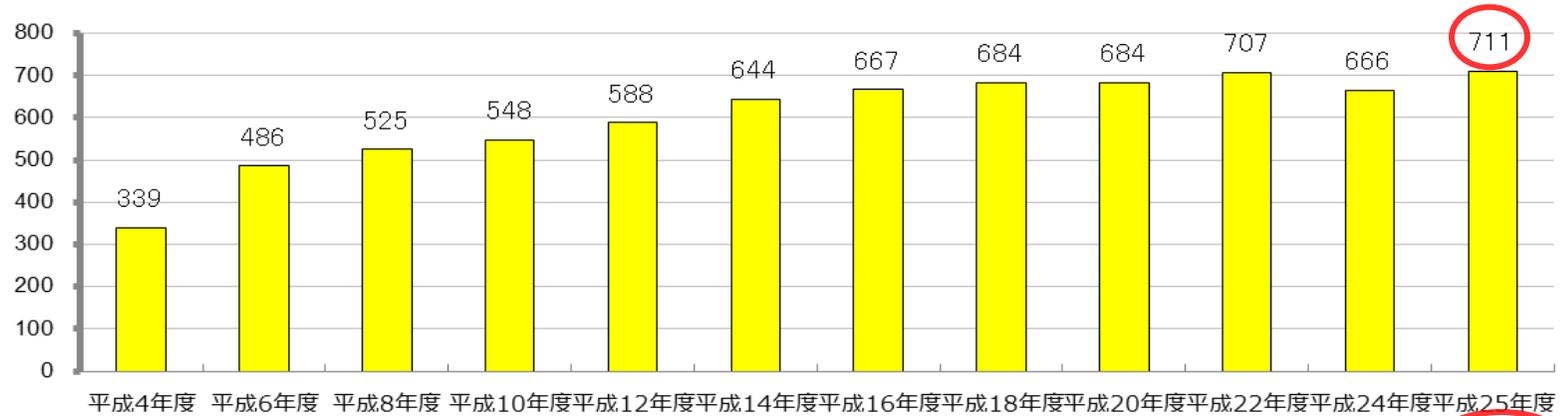
■ **地域活動における課題は、「地域活動の参加者の高齢化」  
「地域活動の参加者が少ない、減ってきた」「活動する人材が偏っている」**

地域活動における課題 (n=1119:複数回答)

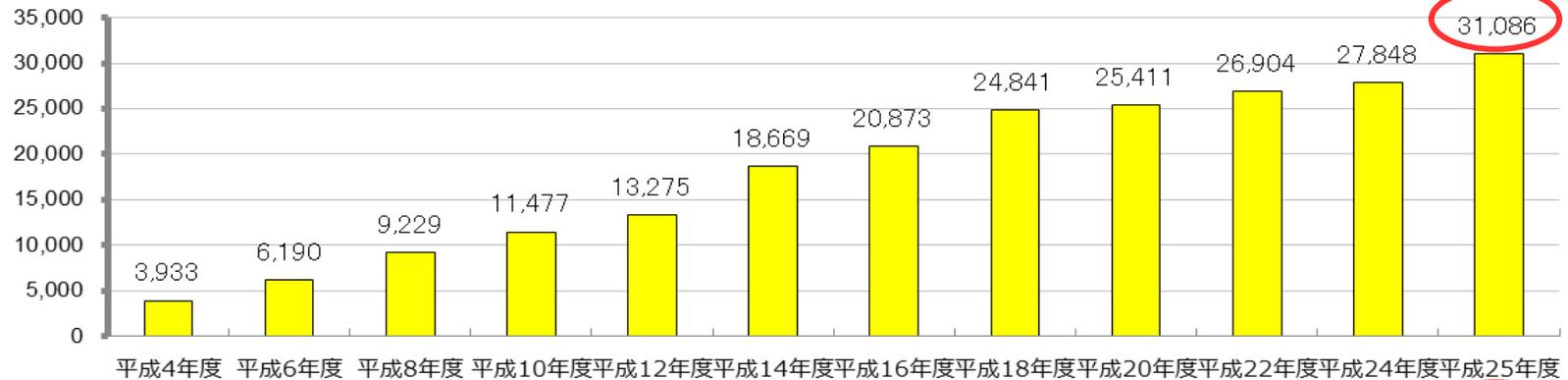


# 大学（国・公・私立）公開講座実施状況

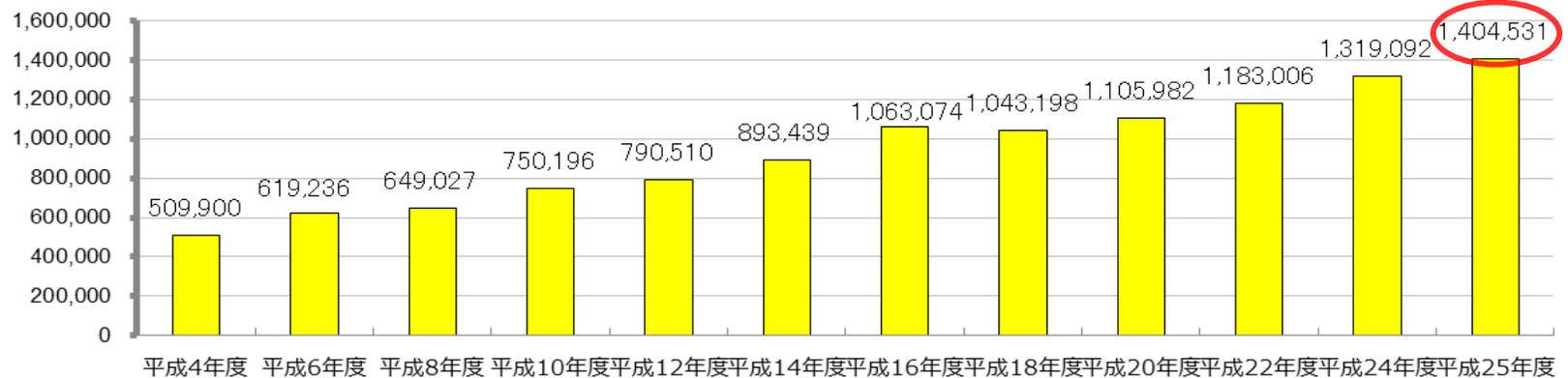
## 公開講座開設大学数



## 公開講座開設数



## 公開講座受講者数



# インターネットで視聴できる公開講座

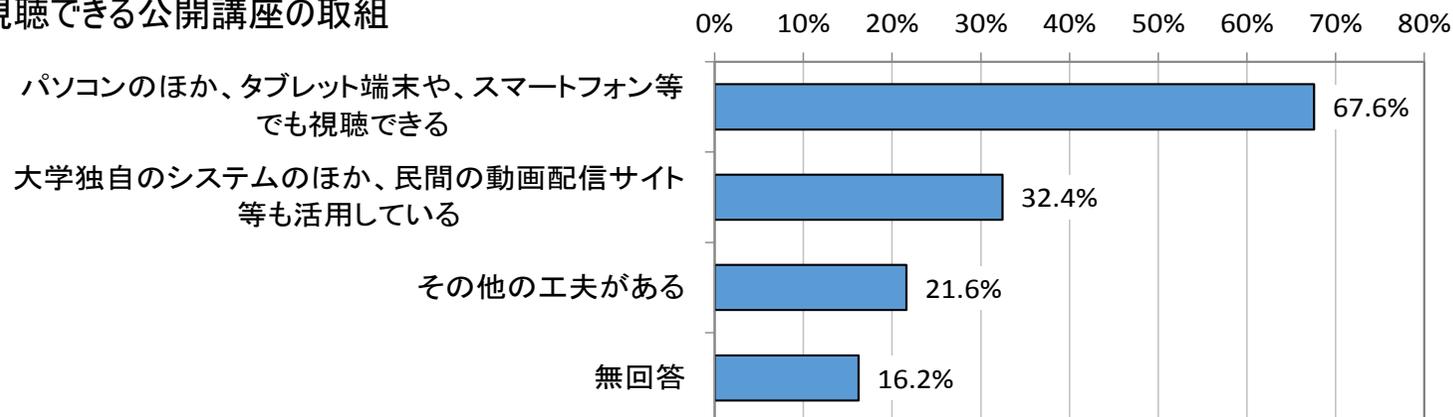
## インターネットで視聴できる公開講座の講座数、年間視聴者数

	大学数	年間講座数		年間視聴者数(延べ数)	
			1大学あたり平均		1大学あたり平均 <sup>※2</sup>
全体	37	812	21.9	406,609	16,942.0
国立大学	8	390	48.8	348,563	58,093.8
公立大学	4	80	20.0	7,362	7,362.0
私立大学 <sup>※1</sup>	25	342	13.7	50,684	2,981.4

※1: 株式会社立学校を含む

※2: 年間視聴者数が不明の13大学(国立2、公立3、私立8)を除いた平均

## インターネットで視聴できる公開講座の取組



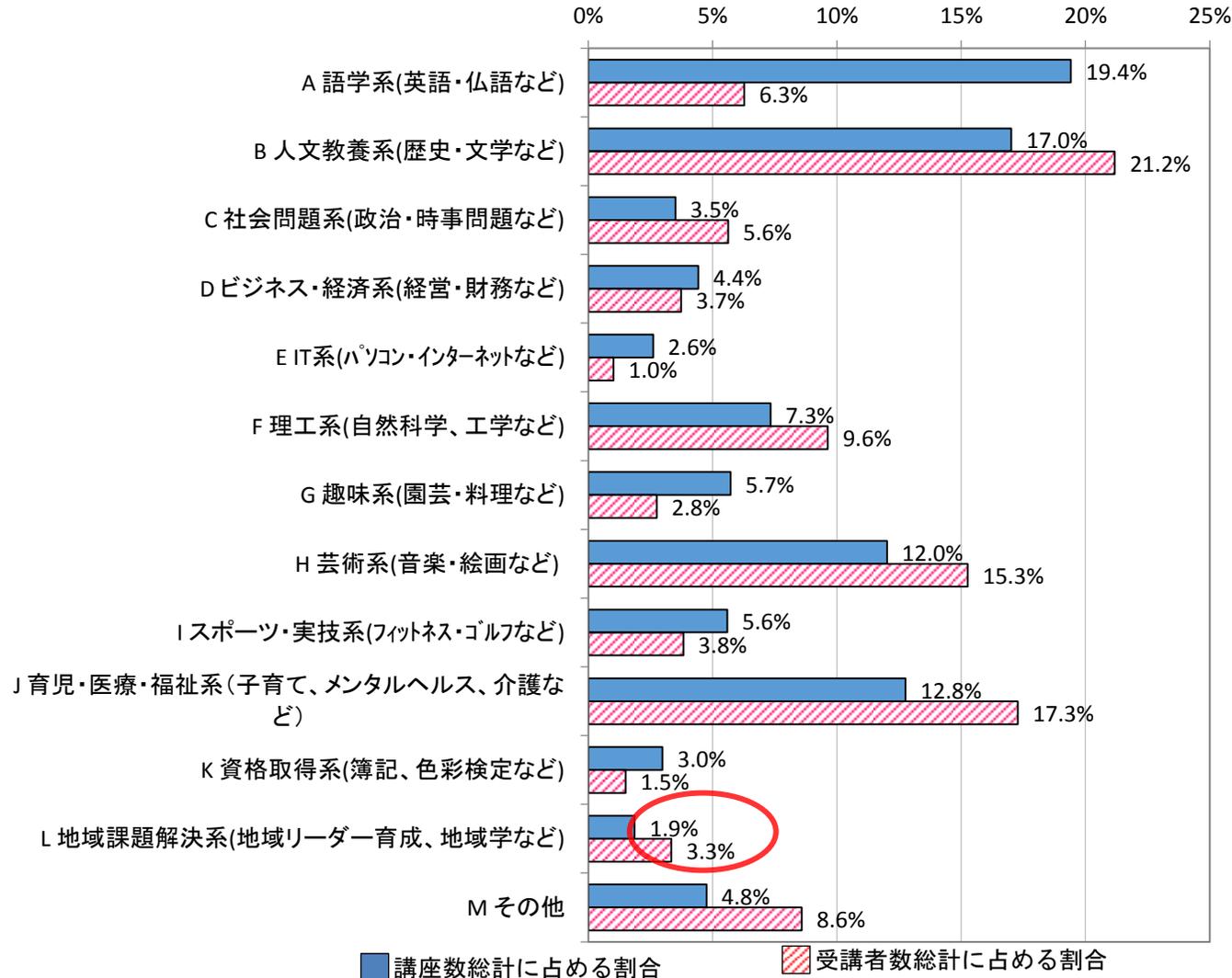
### 【その他の工夫の主な例】

- ・SNSを活用した新着動画の周知。
- ・メニュー、動画、資料の3画面構成とし、資料のダウンロードが可能。
- ・開講後も繰り返し受講できるようオンデマンドで公開。

# 地域課題解決の公開講座数について

- 大学の公開講座における講座数及び受講者数を内容のカテゴリ別（講座数総計及び受講者数総計に占めるカテゴリ毎の割合）にみると、「地域課題解決系（地域リーダー育成、地域学など）」の回答割合が低い。

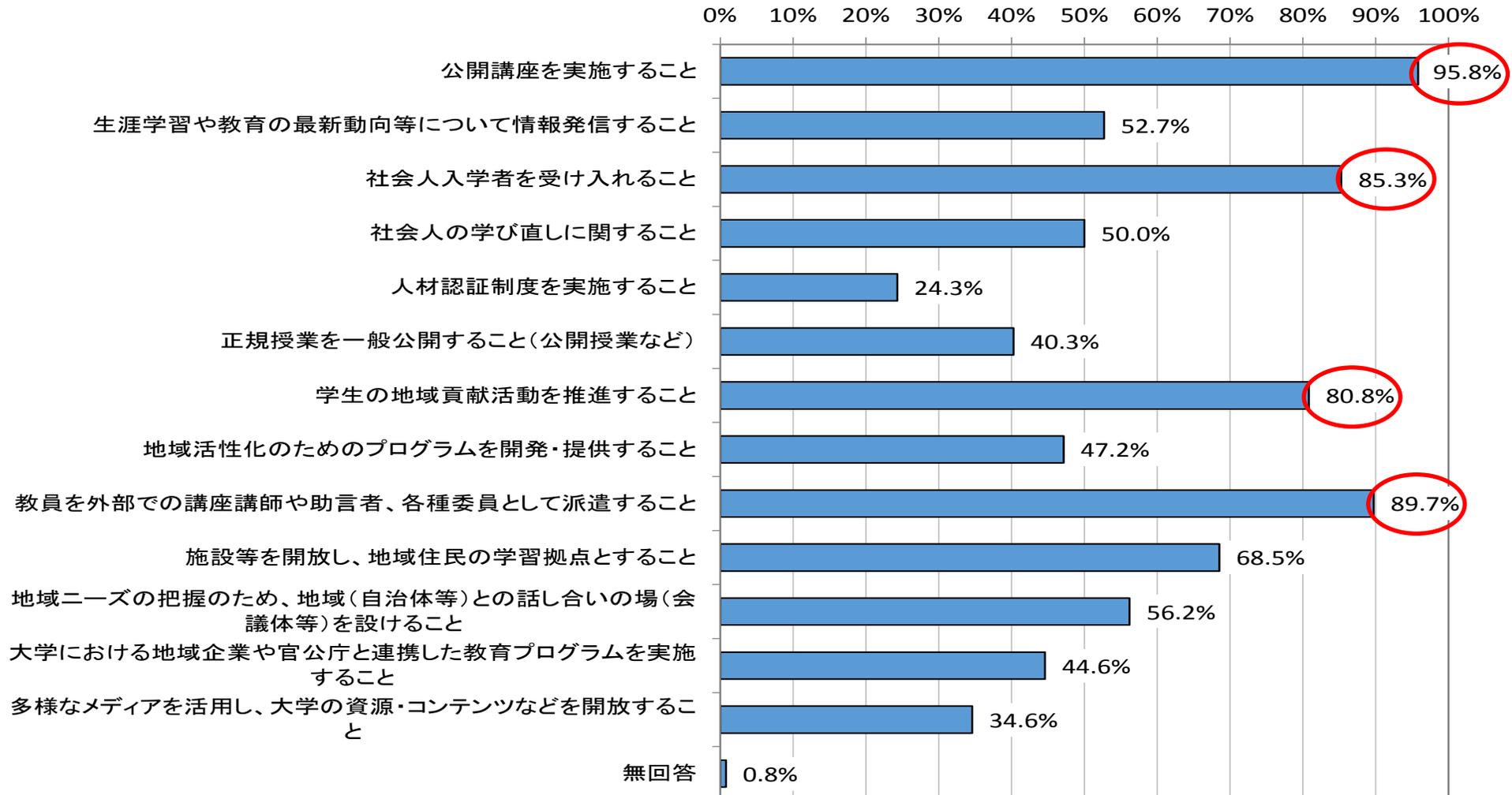
【講座数総計及び受講者数総計に占めるカテゴリ毎の割合】



# 大学における地域社会への貢献

- 大学が地域社会への貢献として取り組んでいる項目は、「公開講座を実施すること」、「社会人入学者を受け入れること」、「学生の社会貢献活動を推進すること」、「教員を外部での講座講師や助言者、各種委員として派遣すること」の割合が高い。

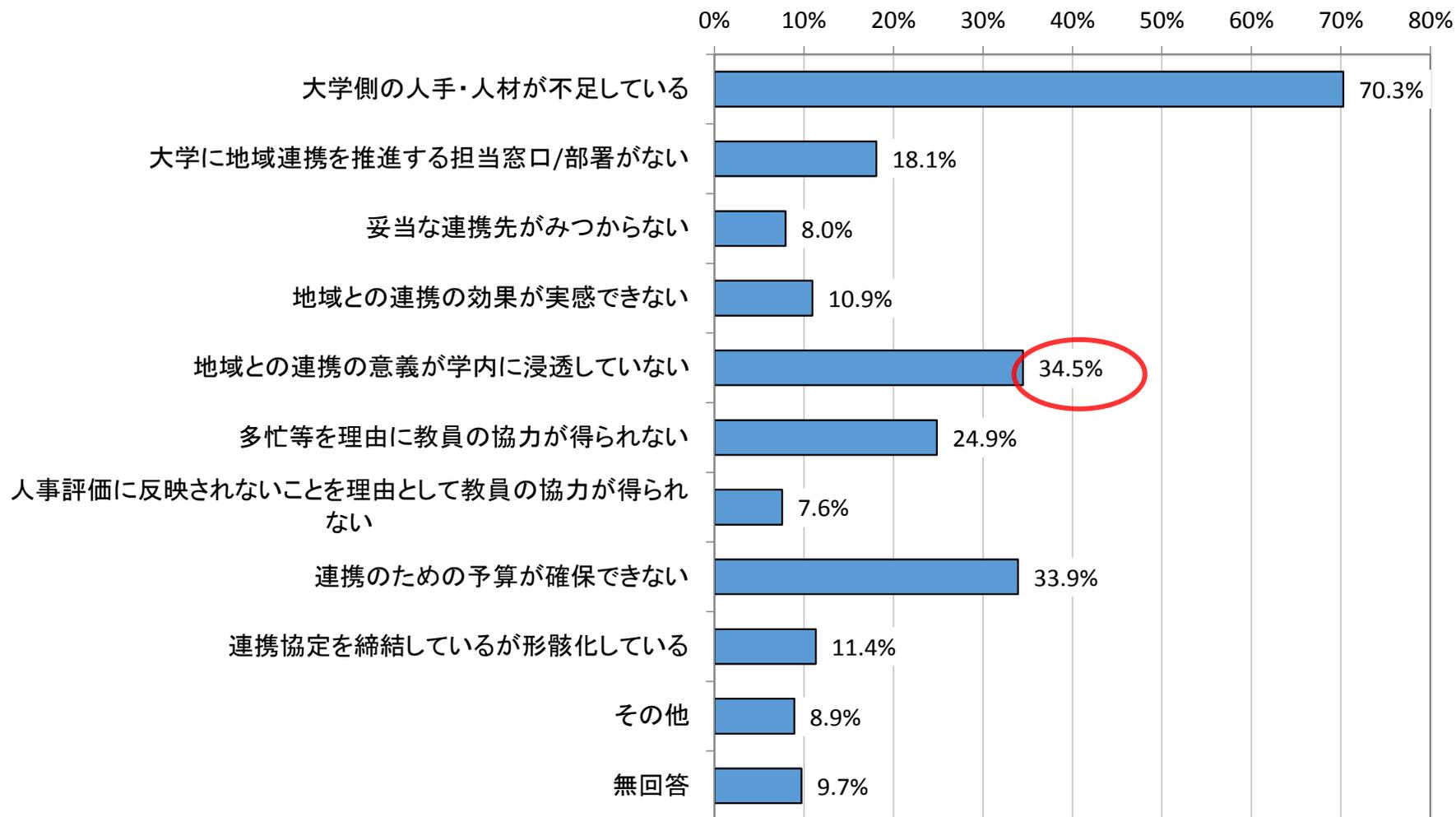
【実際に取り組んでいる項目】



# 大学における地域との連携の際の課題について

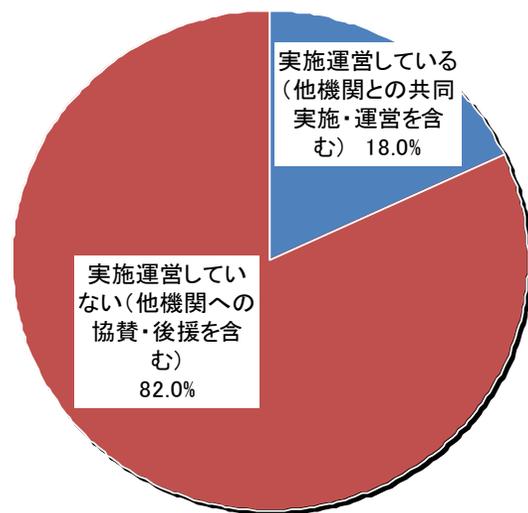
- 大学における地域連携の際の課題については、「大学側の人手・人材が不足している」との回答割合が70.3%と高い。この他、「地域との連携の意義が学内に浸透していない(34.5%)」の回答割合も高い。

【連携の際の課題】

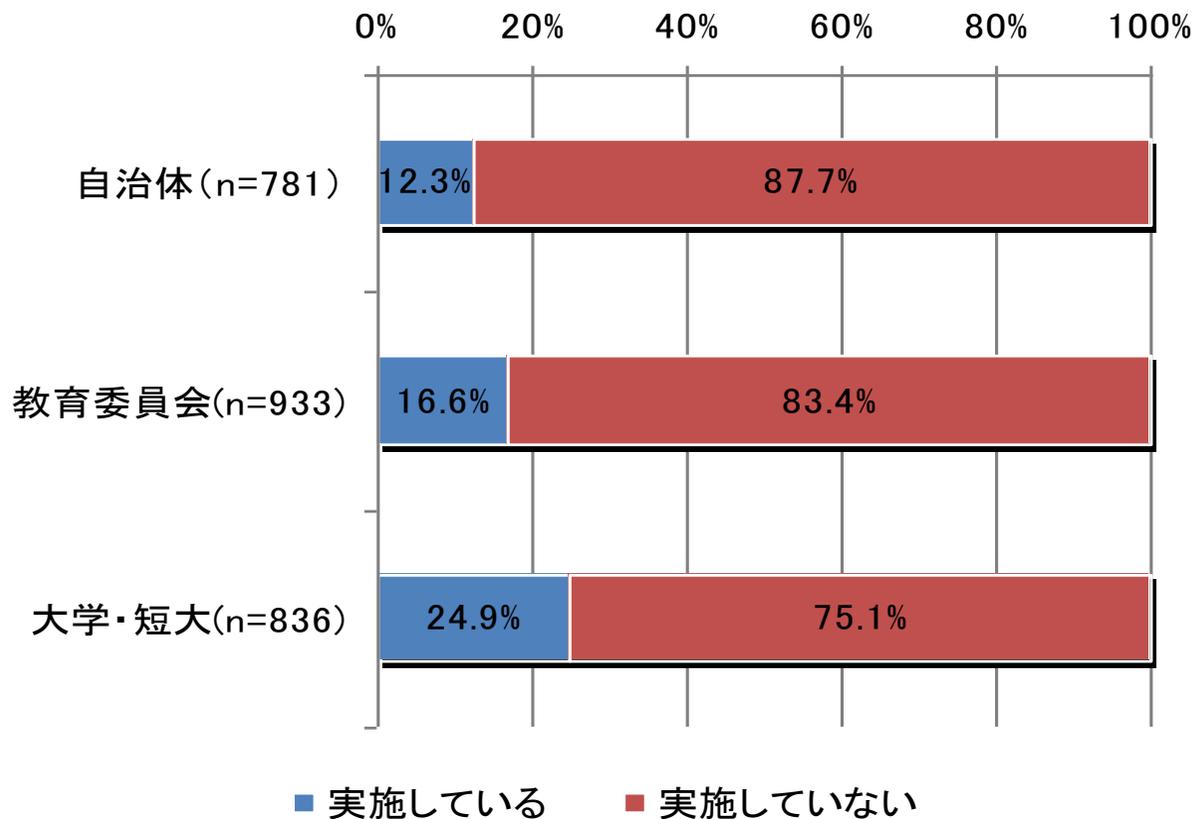


# 地方自治体・教育委員会・大学等へのアンケート調査結果 人材認証制度の実施状況①

人材認証制度の実施・運営状況(n=2550)

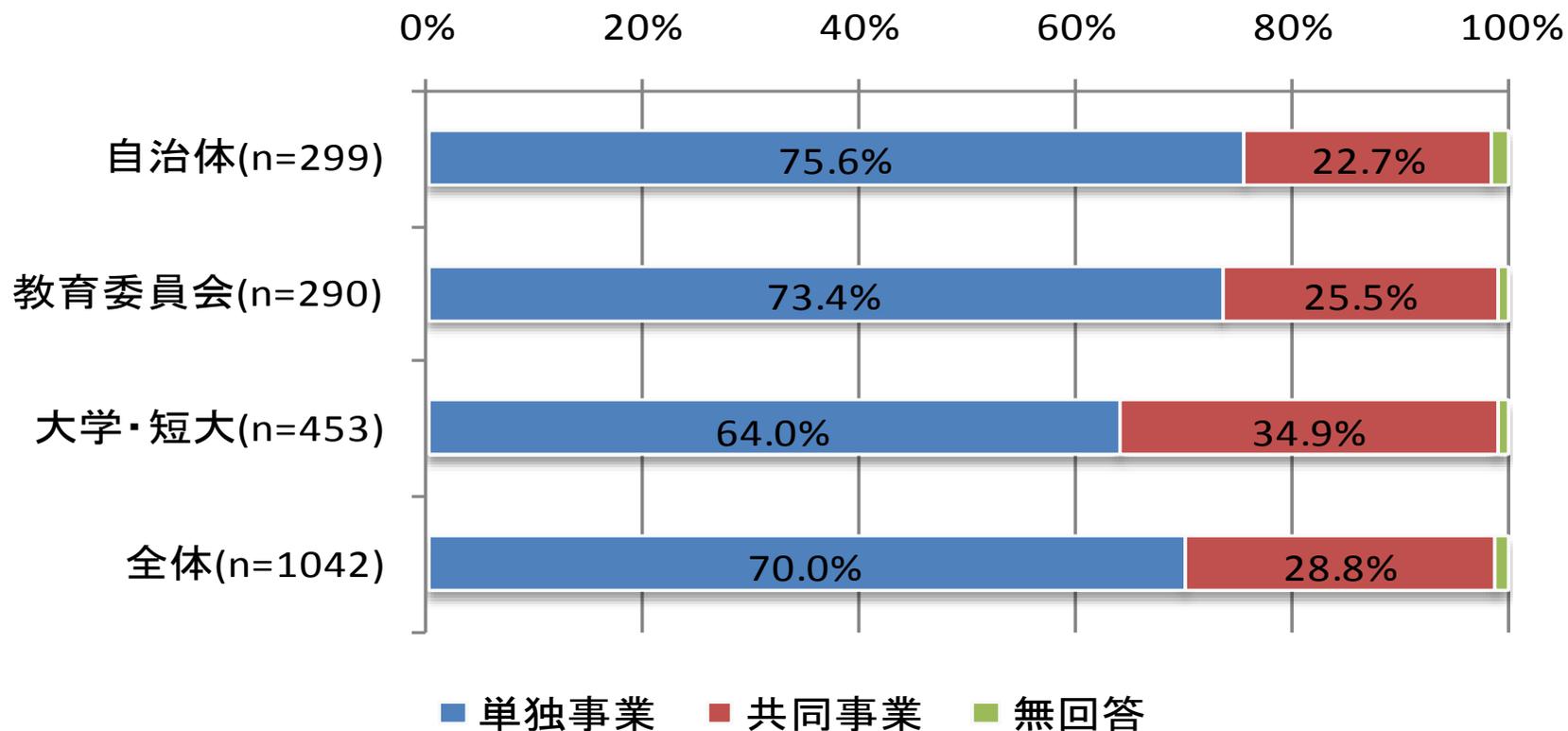


機関別の実施・運営状況



(出展)文部科学省「人材認証制度の現状及び課題分析に関する調査研究」(平成23年3月)

# 地方自治体・教育委員会・大学等へのアンケート調査結果 人材認証制度の実施状況②



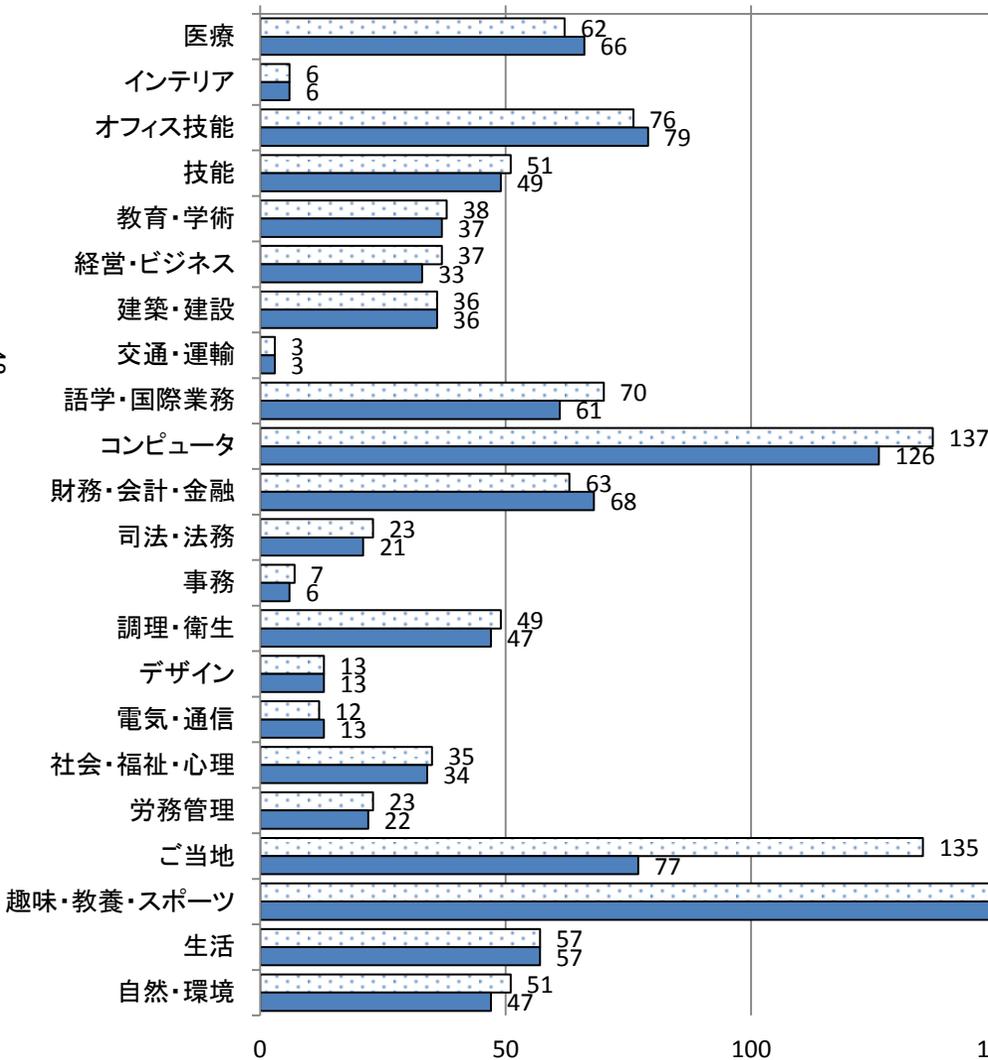
(出展)文部科学省「人材認証制度の現状及び課題分析に関する調査研究」(平成23年3月)

# 民間検定試験の概要

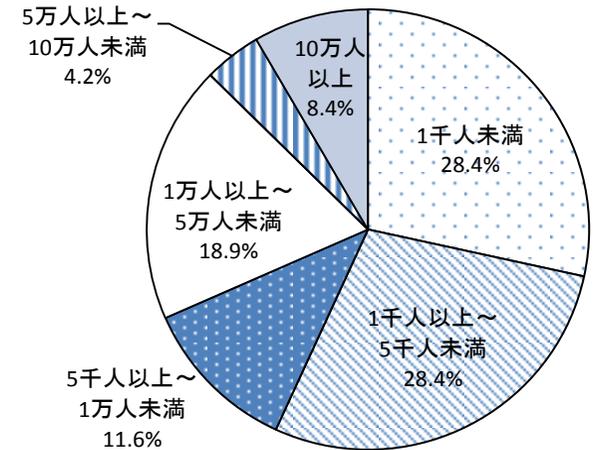
「第5回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2013年12月～2014年2月)に基づき作成

※各検定試験実施団体におけるインターネット上の公表情報による調査、民間検定数：(2013年)1,163検定、(2009年)1,250検定

## 【分野別検定数】



(参考)年間受検者数別割合



※ウェブサイトで開催者数を公表している190団体における割合

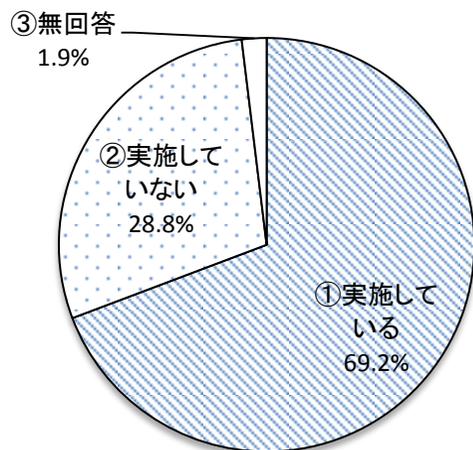
□ 2009年

■ 2013年

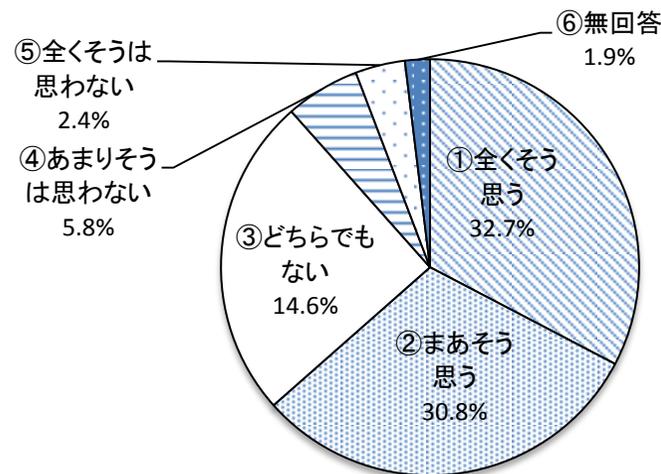
# 検定試験の自己評価の実施状況等

平成26年度 文部科学省委託調査「検定試験における第三者評価に関する調査研究」で実施した民間検定事業者に対するアンケート調査（調査対象：受験者数5千人以上の団体等90団体、回収率57.8%）の結果より作成。

## 【自己評価の実施状況について】



## 【第三者評価の必要性について】



「検定試験の自己評価シート」を活用した自己評価を「実施している」団体の割合は、約7割。

第三者評価の必要性について肯定的意見（「全くそう思う」「まあそう思う」）の割合は、約6割。

### 第三者評価の仕組みの必要性に関する回答（自由記述）

○数多く存在する検定試験のなかで、どの検定試験が信頼に値するかを客観的に評価し公表することは、受験を目指す学習者たちのメリットとなる。

○検定試験の質の向上を図り、受験者の信頼性を高めるためには「第三者」が関与する仕組みは必要であると考える。

○SNSでの評価、感想がWeb上に氾濫しており、受験者の生の声を集約すれば、受験者も検定実施団体もその検定の評価が高いか低いか、実際に役に立つのか立たないのか判断が可能。

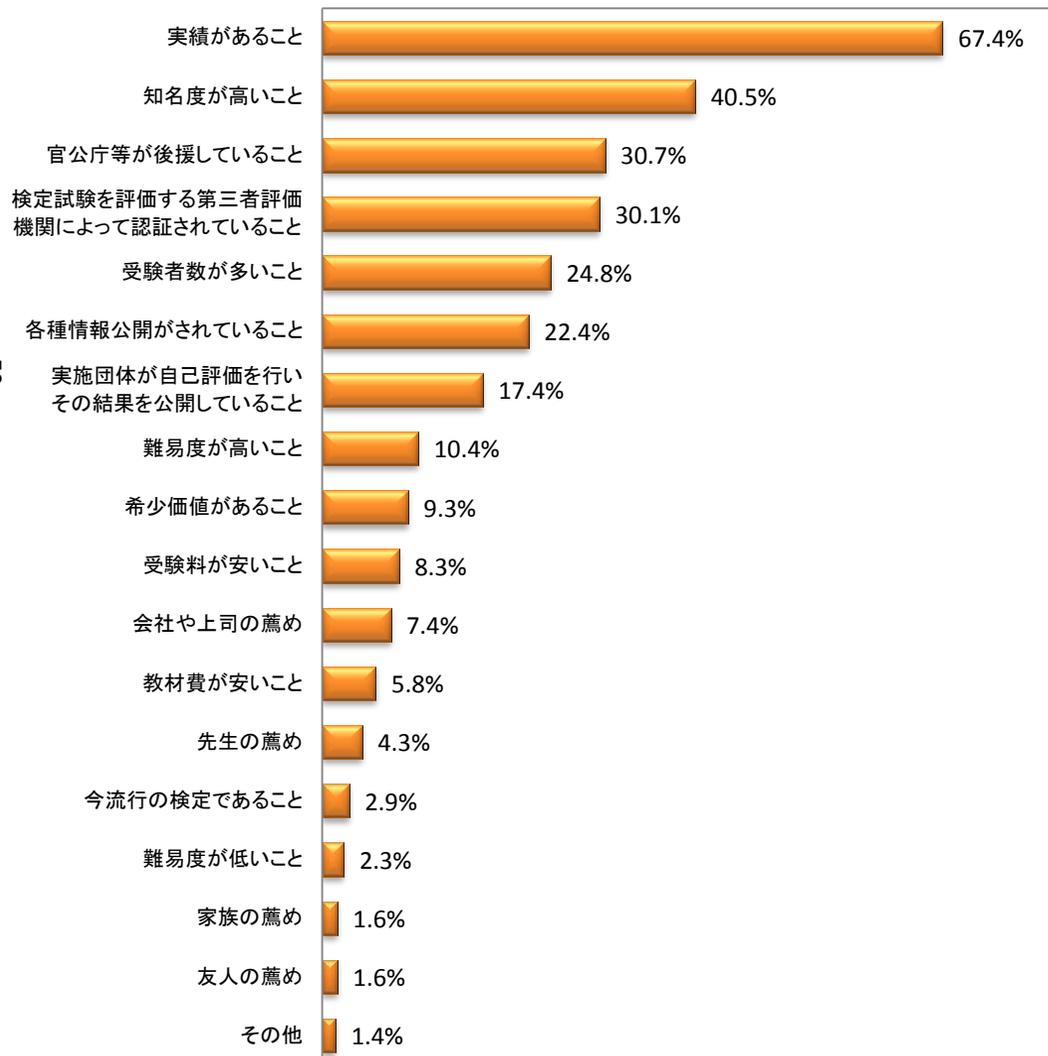
# 検定試験の信頼性についての受検者の判断基準

「第2回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2011年2月)に基づき作成

※Webアンケート方式、検定試験受検経験者10,000サンプル

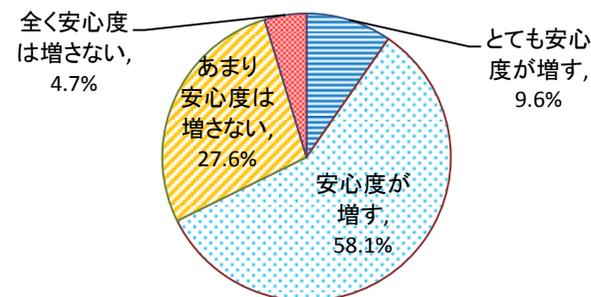
## 【信頼できる検定試験かどうかの判断基準】

「その検定試験が、信頼できるかどうかの判断基準は？」という問いに対する結果を集計(複数回答)



## 【自己評価を行う検定試験への安心度】

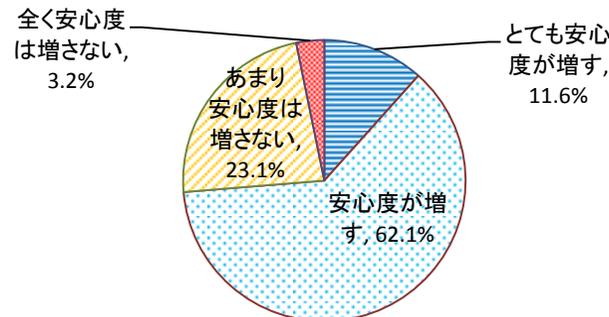
「今後自己評価(点検)を行い、その結果を公開する検定実施団体が実施する検定試験は、受験を検討する際に安心度が増すと思いますか？」という問いに対する結果を集計



自己評価により検定試験の安心度が増すと回答した受検者は約7割

## 【第三者評価による検定試験への安心度】

「今後検定試験の評価を行う第三者評価機関によって認証される検定試験は、受験を検討する際に安心度が増すと思いますか？」という問いに対する結果を集計



第三者評価により検定試験の安心度が増すと回答した受検者は約7割

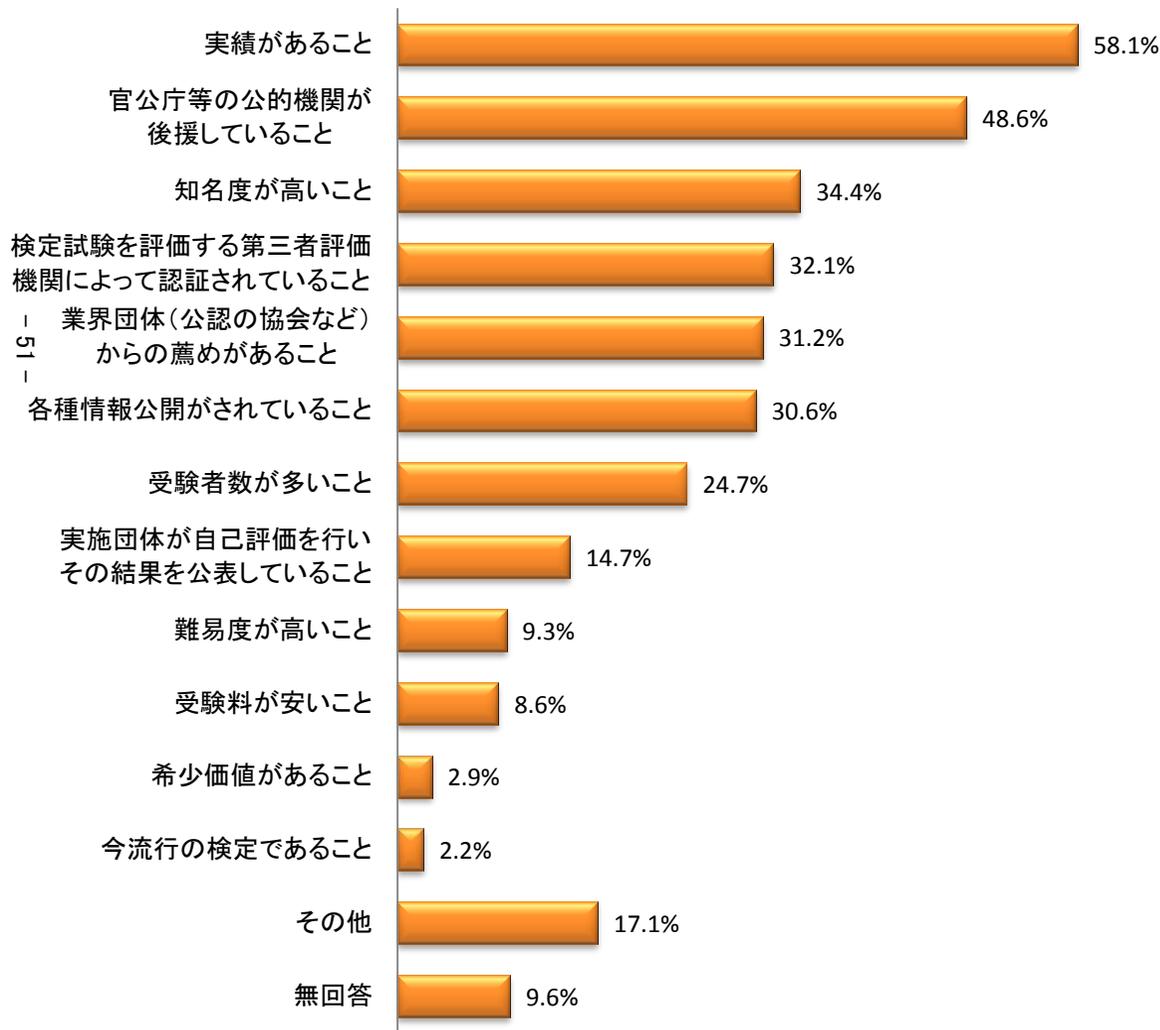
# 検定試験の信頼性についての大学等の判断基準

「第4回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2013年1月～2月)に基づき作成

※郵送及びWebアンケート方式、全国の高等教育機関(大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等5,000校)を対象、有効回答733サンプル

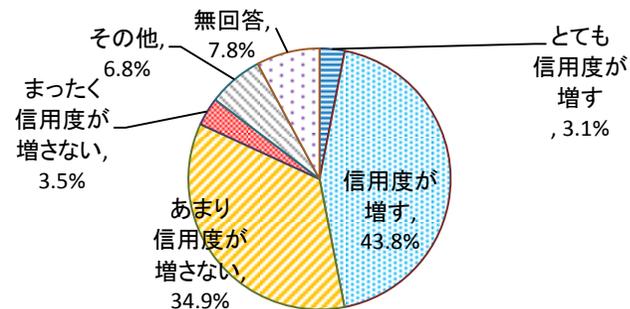
## 【検定試験・資格活用時の判断基準】

「貴校にとって、民間資格・検定を活用、奨励する際に判断する基準は何ですか。」  
という問いに対する回答を集計(複数回答)



## 【自己評価を行う検定試験への信用度】

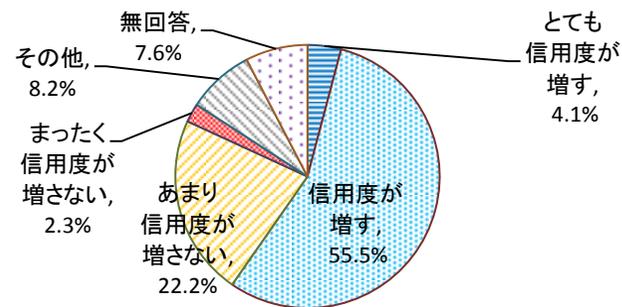
「今後貴校が、民間資格・検定を活用し、奨励する場合の判断基準とする際に、検定試験実施団体が自ら自己評価(点検)をおこない、その結果を公開する民間資格・検定に対しては、信用度が増すと思いますか。」という問いに対する回答を集計



自己評価により検定試験の信用度が増すと回答した大学等は約5割

## 【第三者評価による検定試験への信用度】

「今後貴校が、民間資格・検定を活用し、奨励する場合の判断基準とする際に、検定試験の評価を行う第三者評価機関によって認証される民間資格・検定に対して、信用度が増すと思いますか。」という問いに対する回答を集計



第三者評価により検定試験の信用度が増すと回答した大学等は約6割

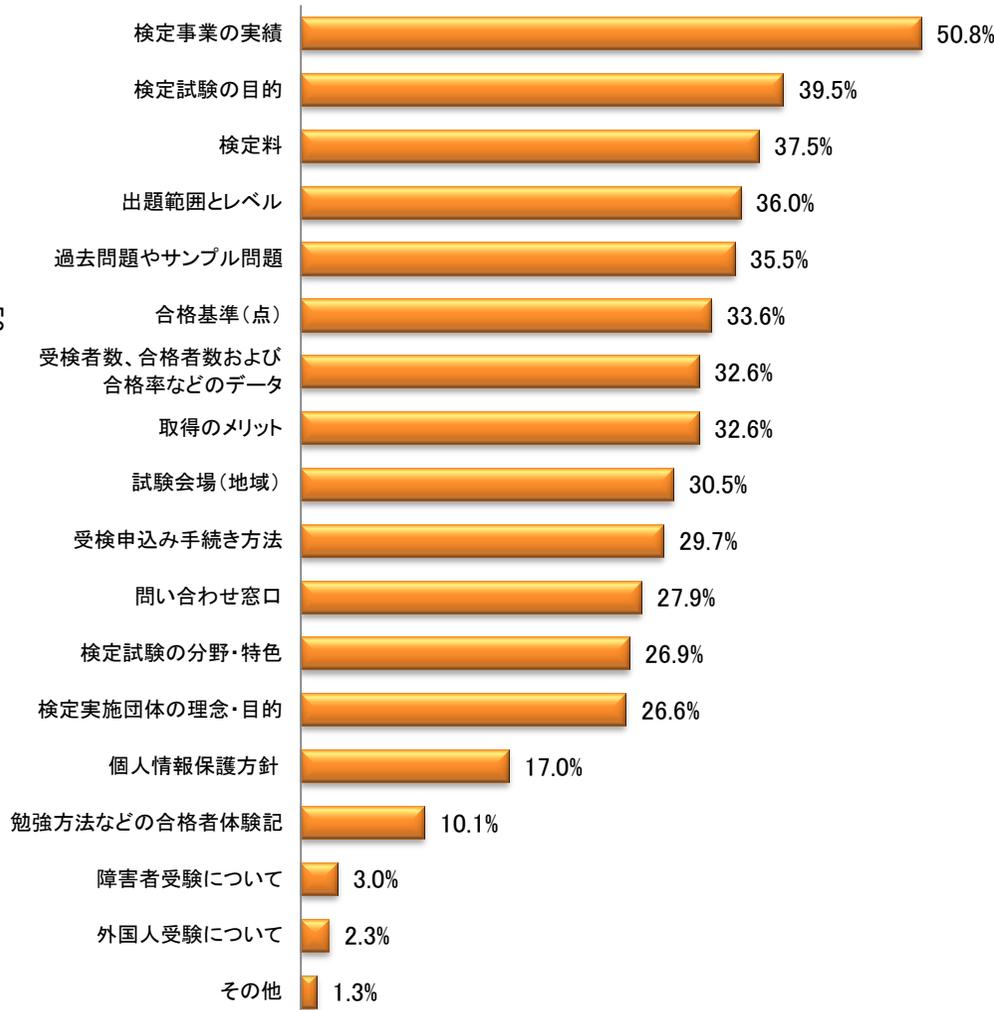
# 受検者が検定実施団体に求める情報公開の内容

「第2回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2011年2月)に基づき作成

※Webアンケート方式、検定試験受検経験者10,000サンプル

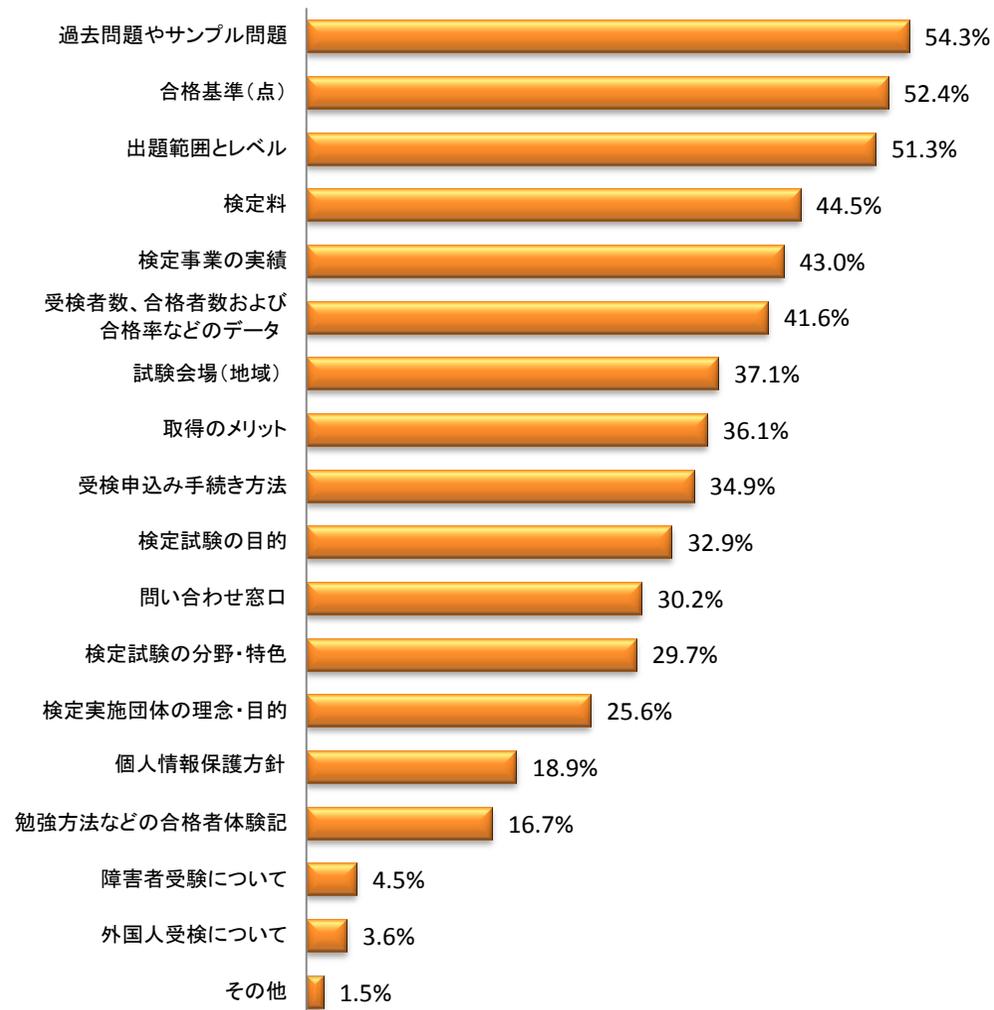
## 【検定試験のパンフレットやHPに記載されていると信頼できると思う項目】

「検定試験のパンフレットやホームページに記載されていると信頼できると思う項目」という問いに対する結果を集計(複数回答)



## 【検定実施団体に情報公開してほしいこと】

「検定実施団体に最も情報公開してほしいことは何ですか」という問いに対する結果を集計(複数回答)



# 検定試験の質の保証に関する検討等の経緯

昭和42年

- ・生涯学習の振興のため、学校教育上又は社会教育上奨励すべきものを認定する文部科学省認定技能審査(文部省告示第237号)開始  
(平成12年度から文部省令により実施)

平成14年3月29日

- ・「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」閣議決定  
平成17年度末に文部科学省認定技能審査制度を廃止することを決定。

(閣議決定抜粋)

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。

平成20年2月19日

- ・中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」  
各個人の学習成果を評価する検定試験について客観性や質を確保する仕組みを構築する必要性

平成22年6月

- ・検定試験の評価の在り方に関する有識者会議(平成20年5月設置)により、「「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)」策定

平成23年2月

- ・検定試験の自己評価に関する研究会(有識者、検定事業者等により平成22年11月に立ち上げ)が、「検定試験の自己評価シート」をとりまとめ

# 検定試験の評価ガイドライン(試案)について

## 「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)【概要】

(平成22年6月「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」)

**検定試験**: 社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たす包括的なもの。

### 1. 現状や課題

#### 【現状】

- 民間の検定試験は、実施主体(社団法人、財団法人、NPO法人、株式会社、任意団体等)や目的、内容、規模等が多種多様。受検者層も多様。
- 検定試験を実施する参入障壁は比較的低い。
- 検定試験は様々な分野で活用。年間受検者数は数人～100万人以上規模まで多岐にわたる。

#### 【課題】

- 試験の目的や内容が不明確。試験内容が体系的でない。受験者の本人確認がない。
- 実施主体の組織や財務などの情報公開が不十分。継続的に実施されない。などの状況もある

### 2. 検定試験の意義や評価の必要性

#### 【検定試験の意義】

- チャレンジ精神の涵養、自己の学習の到達目標・到達度の確認、継続的な学習意欲の喚起、教養の涵養など、受検者の年齢・経歴や受検目的等により様々な意義を有しており、学習成果を適切に生かすことのできる社会(いわゆる生涯学習社会)の実現という面からも、検定試験の果たしている役割は大きい。

#### 【評価の必要性】

- 検定試験の評価や情報公開を通じて、質の維持向上を図り、信頼性を確保することは、広く人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進、さらには、社会全体の利益にも資するもの。

### 3. 検定試験の評価手法

- 自己評価が開始されることが重要。その上で、類似する検定事業者間での評価(関係者評価)や、第三者機関による評価(第三者評価)といった外部評価が行われることを期待。
- 当面は、民間試験のうち、特に検定試験の効果が全国に及ぶ試験において取り組まれることが期待され、中長期的には各地域で実施されている様々な検定試験にも広がり、検定試験を通じて測定された知識・技能が、全国どこでも通用するような環境の構築が望まれる。

影響が大きな検定試験から各地域で実施されている様々な検定試験まで

自己評価から外部評価へ

外部評価	自己評価	各検定事業者が、自ら行う事業(検定試験)について点検・評価することにより、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的な事業改善に資するとともに、評価結果の公表を通じて、受検者や利用者(学校・企業等)に対する事業の透明性を確保する。
	関係者評価 (必要に応じ)	検定事業者間による評価の取組を通じて、相互に検定試験の現状や先進的な取組等を把握することにより、各定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、検定業界全体の向上に資する。
	第三者評価	評価の客観性や専門性、透明性等を確保した、専門家等による評価を行うことにより、各検定事業者の自律的質の向上や改善を促し、検定業界全体の質向上や信頼性の確保に資する。

## 4. 検定試験の評価の視点と内容

### ①実施主体

組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

- (1) 組織(組織形態、事務処理体制等) (2) 財務情報(収支計算書、貸借対照表等) (3) その他(情報公開、個人情報保護等)

### ②実施内容

検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

- (1) 目的(目的(コンセプト)の明確化) (2) 内容(測定する知識・技能やその水準等) (3) 手段(具体的な測定手法等) (4) その他(試験結果の分析・検討等)

### ③実施手続

事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

- (1) 事前準備(分かりやすい募集要項等) (2) 試験実施(試験監督業務のマニュアル整備等) (3) 事後対応等(試験結果のデータ管理、試験結果等の情報公開、苦情対応等)

### ④検定結果の活用促進

検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるよう、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

- (1) 証明書の発行(受検者氏名、証明年月日、有効期限のほか、獲得した知識・技能の記載があること)  
(2) 関連情報(学校・企業等の利用状況、合格者の活躍状況等)の提供 等

### ⑤継続的な学習支援

受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

- 学習教材や過去問題等の学習情報の提供、類似試験等との関係性、受検者の知識・技能レベルの 情報提供 等

**情報公開** 検定事業の透明性や検定試験の信頼性の確保の観点からも必要な情報がわかりやすく示され、当該情報に誰もが容易にアクセスできることが重要。

## 5. 今後の取組

○今後は、検定事業者や関係団体等が主体となって、検定試験の目的、内容、規模等に応じた具体的な評価項目や評価基準に関する検討がなされ、各検定事業者による「自己評価」が開始されることが重要。

○類似する分野の検定事業者同士が、検定試験の質的充実を図る視点から行う「関係者評価」さらに、評価の客観性や専門性、透明性等の確保の観点から、第三者評価機関による評価(「第三者評価」)が行われるなど、段階的に評価の取組が進展することを期待。

○第三者評価機関は、評価事業を通じたノウハウの蓄積を活用し、検定事業者等からの相談に対する助言や支援を行うなど、検定試験の質の向上や信頼性の確保に資する取組を主体的に行っていくことも望まれる。

○国としては、こうした取組が進むよう、検定事業者等への働きかけや、評価手法等についての調査研究の実施、関係情報の提供など、必要な支援を継続的に推進。

# 「検定試験の自己評価シート」について

- 平成22年11月に有識者・検定事業者等により、「検定試験の自己評価に関する研究会」設置（文部科学省はオブザーバー参加）。
- 検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた自己評価の取組促進のため、平成23年2月に「検定試験の自己評価シート」をとりまとめ。

## 「検定試験の自己評価シート」による自己評価項目の概要

### 1 実施主体 ①組織、②財務、③その他 情報公開・個人情報

※評価の視点：組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者（学校・企業等）への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

### 2 実施内容 ①目的、②内容、③手段、④その他

※評価の視点：検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

### 3 実施手続 ①事前準備、②試験実施

※評価の視点：事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

### 4 検定結果の活用促進

※評価の視点：検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

### 5 継続的な学習支援

※評価の視点：受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

### 6 情報公開

※評価の視点：学習者や利用者（学校・企業等）に対して、パンフレットやインターネット等を活用して、検定試験の実施主体や目的、内容、規模等に関する情報が公開されていること。

# 情報通信技術を活用した学習機会の提供例①(MOOCについて)

## 1. MOOCとは

### MOOCの特徴

- M** Massive **大規模**(数万人の受講)
- O** Open **公開**(原則、学習者は無料)
- O** Online **オンライン**(インターネット)
- C** Course **講座**(教材配信でなく授業、指導や修了証つき)

- インターネット等を通じ、誰もが無償(または安価)で受講できる講義のこと。
- 大人数(数千~数万名)の受講者を対象としており、受講者は講義ビデオやオンラインテストなどを使って学習をすすめる。
- 通常、数週間~数か月の受講期間が設けられており、受講期間終了後には成績が提示され、合格者には証明書が発行されることもある。
- 例えば、edXやCoursera等のプラットフォームが存在する。

### MOOC誕生まで

2011年 スタンフォード大学教授による人工知能の講義が公開→16万人が受講

配信情報がテキストから講義映像へシフト

2001年

CloseからOpenへ

米MITがOCWにより、全ての科目教材をオープン化



学習コミュニティの形成

ネット上に学習コミュニティが形成

リッチメディア化

世界中に広がる!

日本⇒2013年JMOOC設立



MOOC誕生

## 2. 海外の主なMOOC機関

### Coursera(米)

- 2012年スタンフォード大教授らが設立
- 登録者数:1200万人、117大学 / 990コース
- VCからの出資(8000万ドル以上)

### edX(米)

- 2012年にMITとハーバード大が約6000万ドルを出資し非営利組織として共同設立
- 登録者数:350万人、70大学 / 400コース

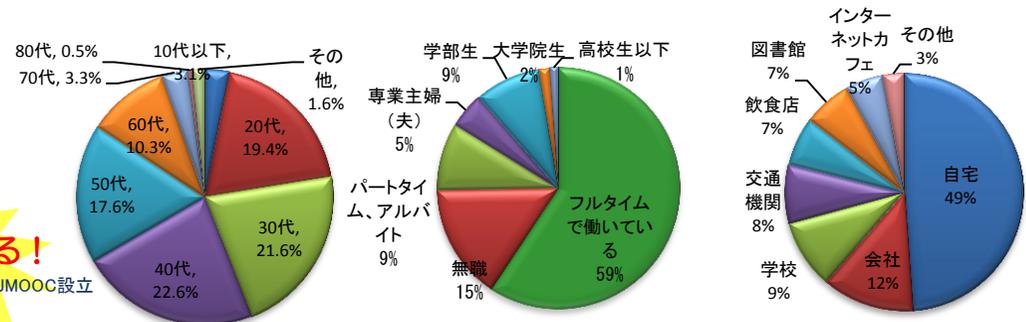
※ 「MOOC等を活用した教育改善に関する調査研究」より抜粋

## 3. JMOOC (日本オープンオンライン教育推進協議会)

- 目的: 日本版MOOCの普及・拡大
- 設立: 平成25年11月
- 提供科目数: 123講座(2016.3現在、再開講含む)
- 参加大学数: 45大学
- 登録者数: 約20万人

※ JMOOC調べ(平成28年3月時点)

### JMOOCにおける学習者像



※ JMOOC調べ(平成27年7月末時点)

### 【開講例】「日本中世の自由と平等」(東京大学・本郷教授)

- JMOOC最初の講座(H26年4月)
- 2万人が受講登録
- 全体修了率:18%



⇒ 【反転授業の様子】

反転授業を実施し、13才から81才の90名が参加

※ 画像:JMOOCホームページより

# 情報通信技術を活用した学習機会の提供例②(放送大学について(i))



## ○ 設立の趣旨・目的

テレビ・ラジオ放送による大学教育の実施

- ① 生涯学習機関として、広く社会人等に大学教育の機会を提供
- ② 高等学校卒業生等に対し、柔軟かつ流動的な大学進学を提供
- ③ 既存大学との連携協力等による我が国の大学教育の改善への貢献

## ○ 学生の種類と在学者数等

<教養学部>

(人)

	目的	在学者数	
		平成26年度	平成27年度
全科履修生	卒業を目的とする学生	56,123	57,264
選科履修生	1年間特定の科目を履修する学生	16,893	18,177
科目履修生	1学期間特定の科目を履修する学生	7,559	7,603
特別聴講学生	単位互換協定を結んだ大学等の学生	3,317	3,395
在学者数小計		83,892	86,439

○これまでの累積卒業生数は89,056人

<大学院文化科学研究科>

(人)

	目的	在学者数	
		平成26年度	平成27年度
修士全科生	修了を目的とする学生	1,176	1,123
修士選科生	1年間特定の科目を履修する学生	3,742	3,719
修士科目生	1学期間特定の科目を履修する学生	688	672
特別聴講学生	単位互換協定を結んだ大学等の学生	0	1
博士全科生	修了を目的とする学生	12	24
在学者数小計		5,618	5,539

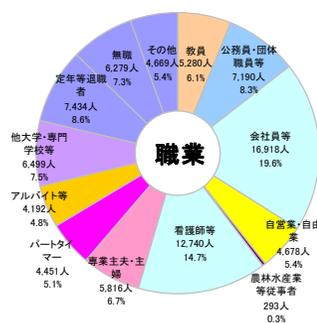
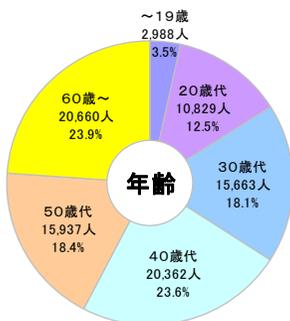
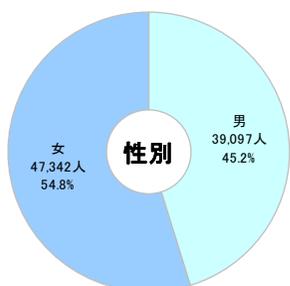
○これまでの累積修了者数は4,889人

※ 学部及び大学院のこれまでの学習者数累計は、1,468,612人(平成27年度)

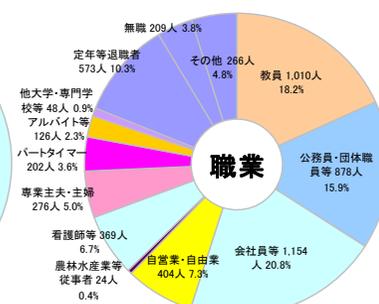
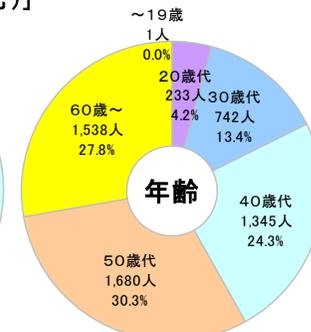
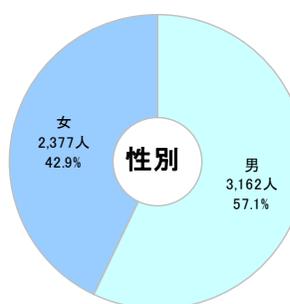
## ○ 学生の属性等

【在学者の性別・年齢・職業別比率】 ※数値は27.11.1時点。

【教養学部(特別聴講学生を含む)】



【大学院(特別聴講学生を含む)】



# 情報通信技術を活用した学習機会の提供例③(放送大学について(ii))

## ○ 放送授業の開設状況 (平成27年度)

放送大学では、全部で300を超える放送授業科目を開設しており、幅広い学問を学ぶことが可能。放送授業は「BSデジタル放送」「CATV」「地上放送」等を利用して全国で放送している。また、インターネットにより学生や一般の学習者に対して放送授業(一部を除く)を配信・公開している。

### 【教養学部教養学科】

	コース名	開設科目数
教養学部 教養学科	生活と福祉	283科目 (放送授業)
	心理と教育	
	社会と産業	
	人間と文化	
	情報	
	自然と環境	

### 【大学院文化科学研究科】

	プログラム名 (修士課程)	プログラム名 (博士後期課程)	開設科目数
大学院文化 科学研究科	生活健康科学	生活健康科学	66科目 (放送授業)
	人間発達科学	人間科学	
	臨床心理学	社会経営科学	
	社会経営科学	人文学	
	人文学	自然科学	
	情報学		
	自然環境科学		

## ○ 学生向け

- インターネット配信及び携帯端末向け配信**  
 放送授業の補完として、インターネット配信(テレビ174科目(96.1%)、ラジオ166科目(100%))及び携帯端末向けの配信(テレビ163科目(90.1%)、ラジオ168科目(100%))を実施。
- オンライン授業**  
 平成27年度からインターネットのみによる授業を行うオンライン授業を開設(平成27年度は2科目を開設)

## ○ 学生以外の学習者向け

### 開設科目の公開 (OCW/オプンコースワア)

授業科目(一部を除く)について、1番組または全15番組をインターネットで無償公開。(特別講義については一部の講義を公開)

※このほか、全国57の学習センター・サテライトスペースにおいて、年間約3,000クラスの面接授業を開講。

# 付属資料

27文科生第38号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について

平成27年4月14日

文 部 科 学 大 臣                      下 村 博 文

## (理 由)

日本は課題先進国であると言われていています。急激な高齢者人口の増大と生産年齢人口の減少により、諸外国に先駆けて突入した超高齢社会、人口の自然減と社会減が急激に進んだ地方の消滅危機、世界のフラット化・ボーダレス化による国際競争の激化、産業構造の変化や厳しい経済状況による経済的格差の拡大やその固定化の懸念。こうした先進国共通の課題が、我が国においては急速に進行しており、ひとつひとつ迅速に解決していくことで、課題解決先進国とならなければなりません。さらに、技術革新に伴う今後の社会の変化についても、特に職業の在り方は急速に変化していくことが予想され、今ある職業の多くが存在しなくなることも想定しなければなりません。

一方、社会の成熟化に伴い、個人の価値観やライフスタイルが多様化しており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視される時代にあって、仕事以外の時間をいかに創造的かつ生産的に過ごすかということは、それぞれの幸福や生きがいにとって重要性を増してきています。また、昨年12月に中央教育審議会が答申した「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」では、これからの時代に求められる力を見定めた上で、高等学校教育や大学教育、大学入学者選抜において、多様な背景を持つ一人一人が積み上げてきた多様な力や学習成果を、多様な評価方法によって公正に評価することが重要であると述べられていますが、誰もが社会に出た後も学び続ける「全員参加型の生涯学習社会」を実現する上でも、積み上げた学習の成果が可視化された上評価され、次の段階の活動につながっていくことは極めて重要です。課題先進国である我が国が抱える様々な課題の解決に全員参加で取り組んでいくためにも、生涯学習による自らの可能性の拡大、自己実現、そして社会貢献や地域課題解決への発展が今まで以上に求められる時代になったと言えます。

このような状況を踏まえ、その前提条件とも言うべき、個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について、次の事項を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成についてであります。

中央教育審議会においては、平成23年に「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が答申されました。その中では、実践的・創造的な職業人、あるいは卓越した知識・技能を有する人材を高等教育機関が育成していく必要性を指摘しており、職業教育の充実方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みの整備を御提言いただきました。しかしながら、社会のグローバル化はさらに急速に進み、世界的に人材の流動性も高くなってきています。また、変化のスピードが年々増しており、近い将来、今ある職業の多くが、新たな職業に入れ替わっていくことも想定しなければならなくなっています。このような状況下においては、どんな状況の変化にも対応しうる汎用的な知識・技能・態度を備えることを基本として、専門的かつ高度な職業能力を有しつつ、国際的

に通用する人材や、新たな技術や技能を素早く修得して、変化に対応し続けることができる人材が産業界をはじめとする社会から求められており、質の高い実践的な職業教育を受ける機会を充実させる必要性が高まっています。そうした状況も踏まえながら、教育再生実行会議の第5次提言においては、既存の学校種における職業教育の充実に加え、人材需要に即応した質の高い職業人育成と社会人の学び直しの機会の充実などを目的とした実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が提言されました。また、第6次提言においても、地域経済の活性化や地域課題の解決に向けた職業人育成の観点から新たな高等教育機関の制度化に向けた取組の推進が提言されています。文部科学省としては、こうした提言を踏まえ、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議を開催し制度化の基本的な方向性について議論を進めてきたところであり、先般、「審議のまとめ」が取りまとめられたところです。

これらを踏まえ、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（以下「新機関」という。）の制度化に向けて、具体的に以下の事項について検討をお願いします。

- 産業・経済の状況により変化が激しい社会の多様な人材ニーズに対応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計について
- 現在の大学の制度や体系との関係を踏まえ、高等教育機関としての教育の質を確保し、新機関における学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方について
- 専門高校生を含む高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に、就職後も社会人が学習しやすい仕組みについて
- その他、新機関の制度化に関し必要な事項について

第二に、生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備についてであります。

先にも述べたとおり、職業を通じての社会貢献のみならず、仕事以外の時間を使い、様々な機会を通じて学びを深め、自身の可能性の拡大、自己実現、社会貢献や地域課題解決に取り組むことは、今後ますます重要になってくると考えられます。そして、これらの課題解決に取り組む人と人のネットワークを構築し、地域の人々の力を結集することで、地域が自立的に発展していくことが求められる時代、正に全員参加による課題解決の時代になっていくと考えられます。

こうした考え方の一部は、中央教育審議会が平成20年に答申した「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」でも示されていたものです。具体的には、学習機会の提供・支援における情報通信技術を活用した具体的方策の充実のほか、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにするための教育サービスの質保証の在り方や学習成果の評価の在り方を検討することが必要であるとされていました。しかしながら、国を超えて展開するMOOC（大規模公開オンライン講座）、家庭におけるタブレット端末を使用した学習サービス、スマートフォンによる移動中の隙間時間を利用した学習の広がりなど、その後の情報通信技術の進展によって、人々の学習スタイルは劇的に変化しています。一方、学校教育上の効果や資格

取得に結びつくものについては、各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質を確保する仕組みがより一層求められるようになりました。本年3月にまとめられた教育再生実行会議の第6次提言においても、社会人がいつでも学び、キャリアアップを図ることができるようeラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進するとともに、個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかすことができるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質・内容を保証する仕組みを構築することが提言され、改めてその実現に向けた検討が求められています。

これらを踏まえ、具体的には以下の事項について検討をお願いします。

- eラーニングの発展にも対応した、各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質を保証する仕組みづくりと、これらを、進学や就職、キャリアアップなどの人生における節目や、地域課題の解決など、様々な場面で活用できるようにするための方策について
- 情報通信技術の進展も踏まえ、民間事業者、放送大学をはじめとした大学、社会教育施設等における各種教育プログラムや検定試験について、学習履歴を安全に管理するとともに、適切に活用し、より高度な学習や幅広い活動等につなげる仕組みについて
- その他、生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

# 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（諮問）

## 教育再生実行会議

### 第5次提言（H26.7.3）

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

### 第6次提言（H27.3.4）

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

・国は、大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する。例えば、ICTを活用し、学修履歴を記録し、活用できる基盤となるような仕組みを整備する。

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議 （H26.10より開催 H27.3審議のまとめ）

### 【基本的方向性】

○ 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする  
（国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組とする必要性等を勘案）

### 【制度化の主要論点】

- 主目的は、「質の高い専門職業人養成のための教育」とする
- 実習、実技、演習、実験等を重視  
PBLやインターンシップを積極的に導入
- 教育課程編成や評価に産業界が参画
- 新機関に相応しい設置基準を設置し、国により設置認可 等

## 中央教育審議会への諮問（H27.4.14～）

■ 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について審議

■ 総会に置く特別部会（新設）及び生涯学習分科会に置く部会（新設）において、以下の事項をそれぞれ審議

### ＜検討事項＞

○ 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成について（新たな高等教育機関の制度化）

- ・社会の人材ニーズに即応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計
- ・高等教育機関としての質を確保し、新機関の学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方
- ・高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に就職後も社会人が学習しやすい仕組み

○ 生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について

- ・各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質保証の仕組みづくりとこれらを様々な場面で活用できるようにするための方策
- ・情報通信技術の進展も踏まえ、民間事業者や大学等における各種教育プログラムや検定試験について、学習履歴を安全に管理するとともに、適切に活用し、より高度な学習や幅広い活動等につなげる仕組み

## 生涯学習分科会における部会の設置について

平成27年4月27日  
生涯学習分科会

中央教育審議会令（平成12年6月7日政令第280号）第6条、中央教育審議会運営規則（平成27年2月25日中央教育審議会決定）第4条に基づき、生涯学習分科会に次の部会を設置する。

### 1 学習成果活用部会

(所掌事務)

生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備に関する重要事項を調査審議すること。

### 2 学校地域協働部会

(所掌事務)

学校と地域がパートナーとなり、連携・協働体制を築くための地域人材の養成と、地域住民の学びの機会の充実等を通じた地域振興のための環境整備に関する重要事項を調査審議すること。

## 中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会 委員名簿

- 大畑 貴弘 株式会社リアルグローブ代表取締役社長
- 加藤 浩 放送大学教授
- ◎ 菊川 律子 放送大学特任教授、福岡学習センター所長
- 清原 慶子 三鷹市長
- 栗山 健 株式会社学研ホールディングス学研教育総合研究所所長、  
JMOC事務局次長、ICT CONNECT 21代表幹事
- 今野 雅裕 政策研究大学院大学教授、学長特別補佐
- 左京 泰明 特定非営利活動法人シブヤ大学学長
- 三瓶 千香子 桜の聖母短期大学キャリア教養学科准教授、  
桜の聖母短期大学生涯学習センター長
- 柴山 直 東北大学大学院教育学研究科教授
- 高見 由香里 株式会社イトクロ取締役管理本部長
- 西辻 正副 奈良学園大学統括副学長
- 萩原 民也 特定非営利活動法人日本語検定委員会事務局長
- 藤田 公仁子 富山大学地域連携推進機構生涯学習部門副部門長、教授
- 益川 弘如 静岡大学学術院教育学領域准教授、  
大学院教育学研究科附属学習科学研究教育センター長
- 宮井 あゆみ 公益財団法人画像情報教育振興協会事務局長
- 山本 健慈 一般社団法人国立大学協会専務理事

敬称略・五十音順 (計：16名)

(◎：部会長、○：副部会長)

## 中央教育審議会における審議の経過

### 【総会】

- 第99回総会（平成27年4月14日）
  - ・個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（諮問）
  
- 第105回総会（平成28年2月10日）
  - ・審議経過報告（骨子素案）について
  
- 第106回総会（平成28年4月18日）
  - ・審議経過報告について

### 【生涯学習分科会】

- 第77回生涯学習分科会（平成27年4月27日）
  - ・個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について
  
- 第78回生涯学習分科会（平成27年7月23日）
  - ・中間まとめ（素案）について ※学習成果活用部会（第4回）と合同開催
  
- 第79回生涯学習分科会（平成27年10月9日）
  - ・中間まとめについて
  
- 生涯学習分科会（委員懇談会）（平成28年1月25日）
  - ・審議経過報告骨子（素案）について ※学習成果活用部会（第9回）と合同開催
  
- 第82回生涯学習分科会（平成28年3月25日）
  - ・審議経過報告（案）について

### 【学習成果活用部会】

- 第1回学習成果活用部会（平成27年6月4日）
  - ・学習成果活用部会の主な検討事項について
  
- 第2回学習成果活用部会（平成27年6月18日）
  - ・個々人の学習履歴を記録・活用できる仕組み等に関する審議
  
- 第3回学習成果活用部会（平成27年7月3日）
  - ・中間まとめに向けた論点整理について
  
- 第4回学習成果活用部会（平成27年7月23日）
  - ・中間まとめ（素案）について ※生涯学習分科会（第78回）と合同開催

○第5回学習成果活用部会（平成27年8月20日）

- ・中間まとめ（案）について

<平成27年9月16日 学習成果活用部会 中間まとめ 取りまとめ>

○第6回学習成果活用部会（平成27年9月17日）

- ・検定試験の質の確保について

○第7回学習成果活用部会（平成27年10月22日）

- ・検定試験の質の確保について

○第8回学習成果活用部会（平成28年1月15日）

- ・検定試験の質の確保について
- ・審議経過報告骨子（素案）について

○第9回学習成果活用部会（平成28年1月25日）

- ・審議経過報告骨子（素案）について ※生涯学習分科会（委員懇談会）と合同開催

○第10回学習成果活用部会（平成28年2月19日）

- ・検定試験の質の確保、社会的活用の促進について

○第11回学習成果活用部会（平成28年2月24日）

- ・検定試験の社会的活用の促進について
- ・審議経過報告（素案）について

○第12回学習成果活用部会（平成28年3月14日）

- ・審議経過報告（案）について

<平成28年3月30日 学習成果活用部会 審議経過報告 取りまとめ>